

第1-2-12表 支給額、支給対象年齢について各種の前提をおいた児童手当給付額の機械的試算

(支給対象年齢の児童に対する支給率をおおむね90%として試算)

		支 給 額			
		現行 [第1子、第2子 5,000円 3子以降 10,000円 3歳未満児一律 10,000円]	一律1万円	一律2万円	一律3万円
支給対象年齢	(現行) 小学校卒業まで	1兆500億円	1兆5,400億円 《+4,900億円》	3兆800億円 《+2兆300億円》	4兆6,200億円 《+3兆5,700億円》
	中学校卒業まで	1兆2,700億円 《+2,200億円》	1兆9,300億円 《+8,800億円》	3兆8,500億円 《+2兆8,000億円》	5兆7,800億円 《+4兆7,300億円》

(参考 支給対象年齢の児童全員に支給した場合)

支給対象年齢	(現行) 小学校卒業まで	1兆1,600億円 《+1,100億円》	1兆7,100億円 《+6,600億円》	3兆4,200億円 《+2兆3,700億円》	5兆1,400億円 《+4兆900億円》
	中学校卒業まで	1兆4,000億円 《+3,500億円》	2兆1,500億円 《+1兆1,000億円》	4兆2,900億円 《+3兆2,400億円》	6兆4,400億円 《+5兆3,900億円》

第2節 「待ったなし」の少子化対策の推進

1 | 少子化対策をめぐる最近の議論

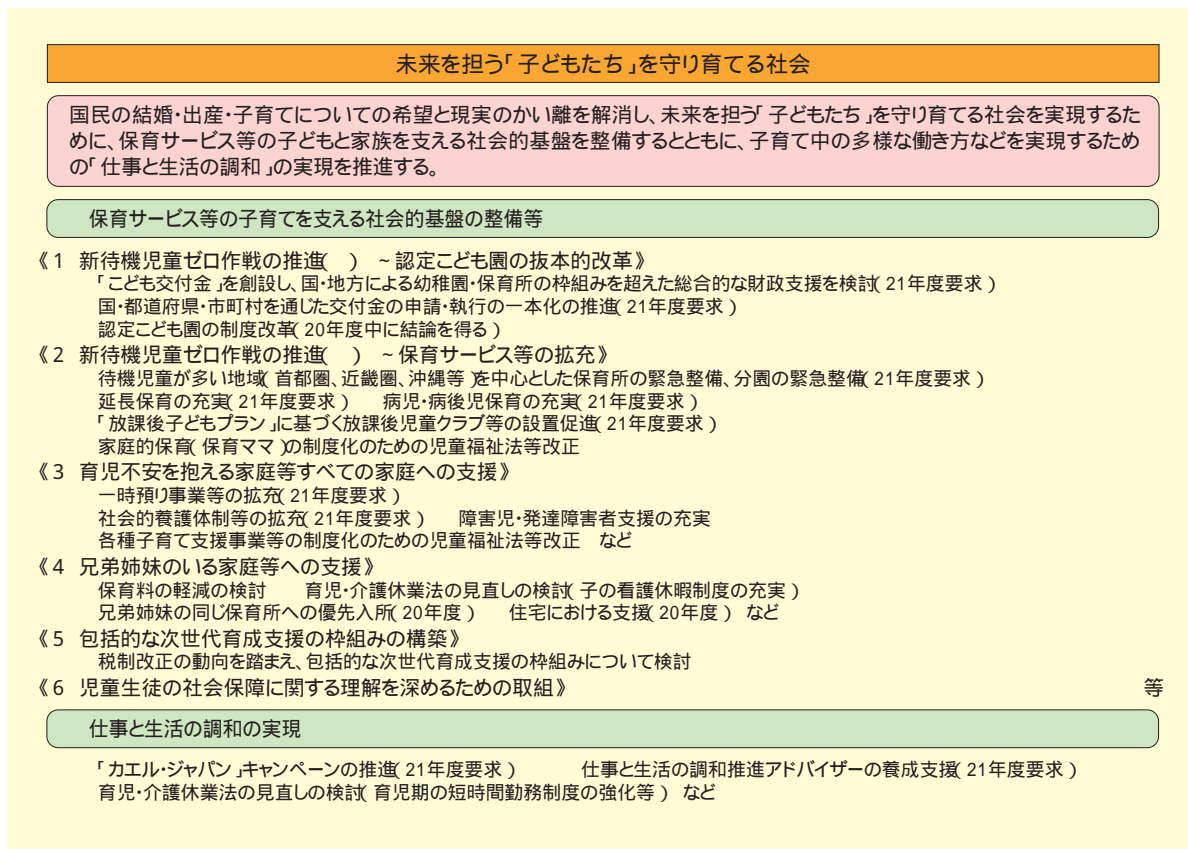
社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～

2008(平成20)年7月、政府は、「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを生み育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」など、国民の「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな社会保障の方策を検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していくために求められている5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程を「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」としてとりまとめた。

5つの課題のうちの1つの柱⁴である『未

来を担う「子どもたち」を守り育てる社会』では、国民の結婚・出産・子育てについての「希望」と「現実」とのかい離を解消し、未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するための「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」について、第1-2-13図のような施策が盛り込まれている。

4 他の4つの課題は、『高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会』、『健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会』、『派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会』、『厚生労働行政に対する信頼の回復』となっている。



社会保障国民会議

高齢化に伴う医療費の増加、救急医療・産科、小児科の医師不足や基礎年金の国庫負担率の引上げ、少子化対策に対する欧州諸国並みの財源投入の議論等、社会保障を考える上での大きな課題を抱えている中で、国民が希望と安心の持てるような社会保障制度のあるべき姿と其中で政府にどのような役割を期待し、どのような負担を分かち合うかを国民目線で議論を行うために2008年1月、社会保障国民会議(以下「国民会議」という)が設置された(座長：吉川洋東京大学大学院経済学研究科教授)

国民会議では議論を効率的に行うため、所得確保・保障〔雇用・年金〕、サービス保障〔医療・介護・福祉〕、持続可能な社会の構築〔少子化・仕事と生活の調和〕の3つのテーマについて分科会を設けるとともに

各分科会の議論の方向性を共有するなど連携を高めるための基本問題ワーキンググループを設けて議論が進められ、同年6月の中間報告を経て同年11月に最終報告を取りまとめた。

中間報告においては、少子化対策は、将来の担い手を育成する「未来への投資」と位置付け、就労と結婚・出産・育児の「二者択一構造」の解決を通じた「希望と現実の「かい離」の解消を目指し、仕事と生活の調和、子育て支援の社会的基盤の拡充を「車の両輪」として取り組むことが重要としている。

あわせて、我が国の家族政策関係支出が諸外国に比べて非常に小さいことから、「国が責任をもって国・地方を通じた財源の確保を図った上で、大胆かつ効率的な財政投入を行い、サービスの質・量の抜本的な拡充を図

るための新たな制度体系を構築することが必要不可欠」とされている。

このような中間報告の整理を受けて、最終報告では子育て支援の社会的基盤の充実に関する新たな制度体系構築に向けた次のような3つの視点を提示している。

仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保のために、「保育に欠ける」という要件の見直し、良質で柔軟なサービス提供を行なう仕組、多様な提供主体の参入、一定の質が保たれるための公的責任の在り方。

すべての子育て家庭に対する支援の拡充、妊娠・出産期の支援の拡充、特別な支援を必要とする子どもに対する配慮、多様な主体の参画・協働。

少子化対策は社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置付けを明確にした上で、効果的な財源投入を行なうことが必要。少子化対策は「未来への投資」として、国、地方公共団体、事業主、国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意形成が必要。

一方、少子化対策に係る費用推計に関し、重点戦略においては、国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的コストの追加所要額については、1.5兆円～2.4兆円と推計されているところである。国民会議最終報告では、同試算には含まれていないが、施設整備やサービスの質の維持・向上のためのコスト、社会的養護など特別な支援を必要とする子ども達に対するサービスの充実に要するコスト、さらには児童手当をはじめとする子育てに関する経済的支援の充実に、緊急性の高い保育をはじめとするサービスの充実に優先の必要性にも留意しつつ併せて検討すべきであるとされている。

また、年金、医療・介護、少子化対策について、その機能を充実強化していくために必要な将来の費用、及び基礎年金国庫負担を1/3から1/2に引き上げるために必要な費用を加えれば、社会保障の機能強化のために追加的に必要な国・地方を通じた公費負担は、その時点での経済規模に基づく消費税率に換算して、基礎年金について現行社会保障方式を前提とした場合には2015年に3.3～3.5%程度、2025年に6%程度、税方式を前提とした場合には2015年に6～11%程度、2025年で9～13%程度の新たな財源を必要とすると試算されている。

このうち少子化対策については、重点戦略における推計を基に、現行の関連する制度の公費負担割合を当てはめて算出しており、少子化対策のために必要な財源は消費税率に換算して、2015年度及び2025年度において0.4～0.6%と試算されている。なお、これには児童手当等の経済的支援の拡充に要する費用は計上されていない(第1-2-14図参照)。

また、制度に基づく給付・サービス以外に、国のみならず、地方自治体が様々な形で提供する社会保障に関わる給付・サービスがある。地方分権、地域住民のニーズを踏まえた地域の実態に即したサービスの実施という観点からは、このような施策にかかる財源の確保をどのように考えていくかも大きな課題となる。

第1-2-14図 社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)

(社会保障国民会議及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づく整理)

下記の追加所要額に加え、基礎年金に係る国庫負担割合の2分の1への引上げ分(消費税率換算1%程度(2009年度で2.3兆円))が必要となる。 2015年度

	改革の方向性 (新たな施策)	2015年度	
		必要額(公費ベース)	消費税率換算
基礎年金	税方式を前提とする場合	約12～28兆円	3 1/2～8 1/2%程度
	社会保険方式を前提とする場合 低年金・無年金者対策の強化 ・最低保障機能の強化 ・基礎年金額の改善 ・受給権確保に係る措置の強化(免除の活用、厚生年金適用拡大、強制徴収)等	約2.6兆円	1%弱
医療・介護	医療・介護の充実強化と効率化を同時に実施 急性期医療の充実強化、重点化、在院日数の短縮化(スタッフの充実等) 機能分化・機能連携による早期社会復帰等の実現(地域包括ケア、訪問介護・訪問看護・訪問診療の充実等) 在宅医療・介護の場の整備とサービスの充実(グループホーム、小規模多機能サービスの充実等)等	約4兆円	1%強
少子化対策	親の就労と子どもの育成の両立を支える支援 (3歳未満児の保育サービスの利用率 20% 38～44%) (学齢期(小1～3年生)の放課後児童クラブ利用率 19% 60%) (出産前後に希望どおりに継続就業でき、育児休業を取得(第1子出産前後の継続就業率38% 55%)) すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組 (望ましい受診回数 14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実)等	約1.3～2.1兆円	0.4～0.6%程度
合計	税方式を前提とする場合	約17～34兆円	5～10%程度
	社会保険方式を前提とする場合	約7.6～8.3兆円	2.3～2.5%程度
社会保障の機能強化 に加え基礎年金の 国庫負担割合 引上げ分を加味	税方式を前提とする場合		6～11%程度
	社会保険方式を前提とする場合		3.3～3.5%程度

注1: 「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」、「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用のシミュレーション(B2シナリオ)」等に基づく。経済前提は「ケース-1(医療の伸びはケース-1)」を用いた。

2: 少子化対策に係る追加費用については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において示した次世代育成支援の社会的コストの推計を基に、現行の関連する制度の公費負担割合を当てはめて算出した。なお、ここには児童手当等の経済的支援の拡充に要する費用は計上していない。

下記の追加所要額に加え、基礎年金に係る国庫負担割合の2分の1への引上げ分(消費税率換算1%程度(2009年度で2.3兆円))が必要となる。 2025年度

	改革の方向性 (新たな施策)	2025年度	
		必要額(公費ベース)	消費税率換算
基礎年金	税方式を前提とする場合	約15～31兆円	3 1/2～8%程度
	社会保険方式を前提とする場合 低年金・無年金者対策の強化 ・最低保障機能の強化 ・基礎年金額の改善 ・受給権確保に係る措置の強化(免除の活用、厚生年金適用拡大、強制徴収)等	約2.9兆円	1%弱
医療・介護	医療・介護の充実強化と効率化を同時に実施 急性期医療の充実強化、重点化、在院日数の短縮化(スタッフの充実等) 機能分化・機能連携による早期社会復帰等の実現(地域包括ケア、訪問介護・訪問看護・訪問診療の充実等) 在宅医療・介護の場の整備とサービスの充実(グループホーム、小規模多機能サービスの充実等)等	約14兆円	4%弱
少子化対策	親の就労と子どもの育成の両立を支える支援 (3歳未満児の保育サービスの利用率 20% 38～44%) (学齢期(小1～3年生)の放課後児童クラブ利用率 19% 60%) (出産前後に希望どおりに継続就業でき、育児休業を取得(第1子出産前後の継続就業率38% 55%)) すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組 (望ましい受診回数 14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実)等	約1.6～2.5兆円	0.4～0.6%程度
合計	税方式を前提とする場合	約31～48兆円	8～12%程度
	社会保険方式を前提とする場合	約19～20兆円	5%程度
社会保障の機能強化 に加え基礎年金の 国庫負担割合 引上げ分を加味	税方式を前提とする場合		9～13%程度
	社会保険方式を前提とする場合		6%程度

注1: 「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」、「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用のシミュレーション(B2シナリオ)」等に基づく。経済前提は「ケース-1(医療の伸びはケース-1)」を用いた。

2: 少子化対策に係る追加費用については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において示した次世代育成支援の社会的コストの推計を基に、現行の関連する制度の公費負担割合を当てはめて算出した。なお、ここには児童手当等の経済的支援の拡充に要する費用は計上していない。

資料: 社会保障国民会議最終報告付属資料

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」

急速に進む少子・高齢化の下で、国民の安心を確かなものとするためには、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築することが必要であり、かつその安定財源確保のための税制抜本改革の道筋などを示す必要があることから、2008年12月に「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」(以下、「中期プログラム」という。)を閣議決定した。

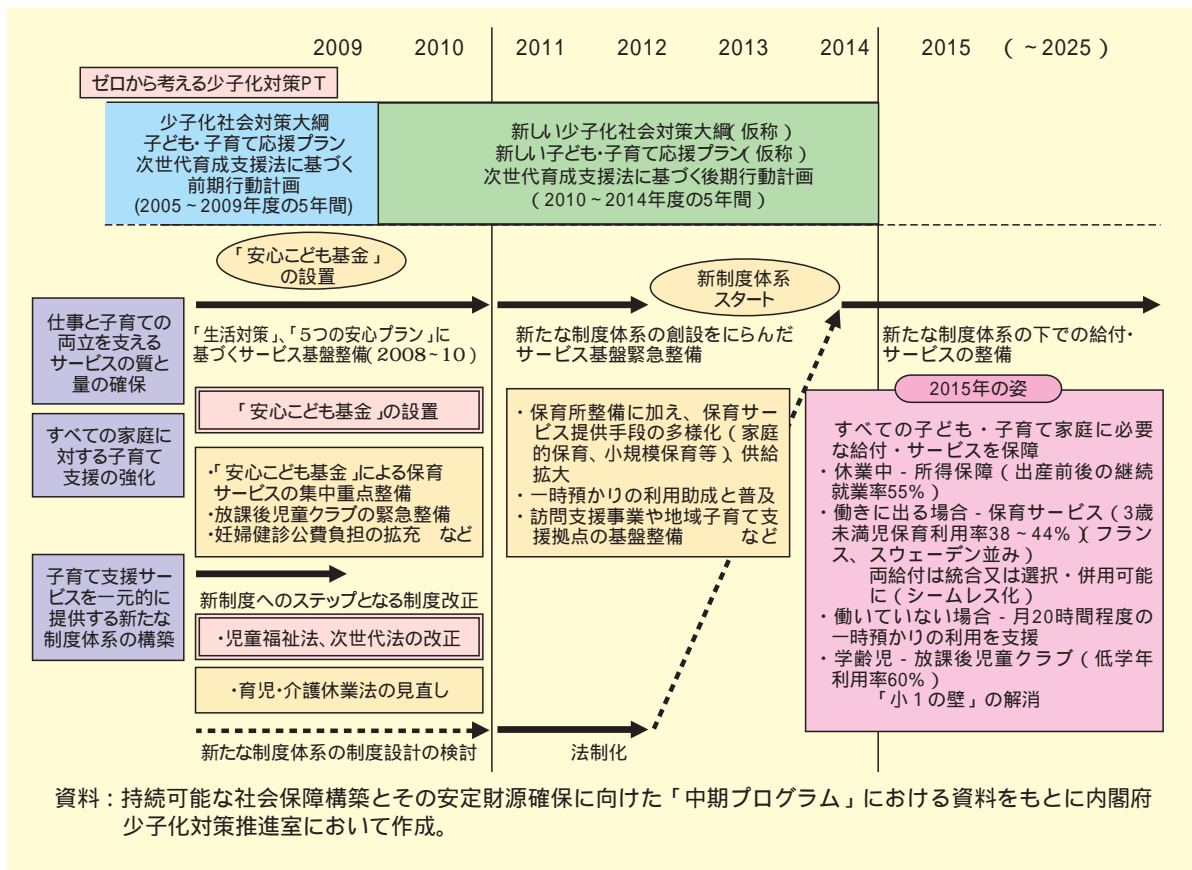
中期プログラムにおいては、「中福祉・中負担」の実現に向けて、少子化対策については子育て支援の給付・サービスの強化などの機能強化と効率化を図ることとされている。具体的には、第1-2-15図の工程表

において示されているような制度改正の時期を踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図ることとしている。

また、消費税収を充てる社会保障の費用については、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応関係を明示することとしている。具体的には、消費税については、その全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収は全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととしている。



第1-2-15図 少子化対策の工程表



2 | 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

(1) 2008(平成20)年度における主な取組み

新待機児童ゼロ作戦の推進

都市部を中心として多く存在する保育所の「待機児童」を解消するために、2002(平成14)年度から「待機児童ゼロ作戦」を推進し、さらに2005(平成17)年度からは、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、2009(平成21)年度までに保育所の受入児童数を215万人まで引き上げるなどの取組を進めてきたところである。

その結果、2008年4月には、保育所の定

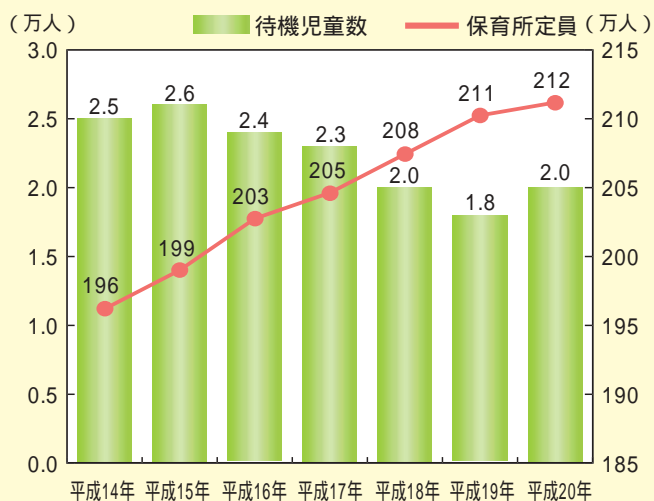
員が212万1千人(対前年度1万5千人増)となり、就学前児童数の保育所利用児童割合(保育所利用児童数÷就学前児童数)も30.7%(対前年0.5%増)となったところである。

しかしながら、保育所の定員増にもかかわらず、保育所の待機児童数については5年ぶりに増加し、2008年4月の待機児童数は1万9,550人(対前年度1,624人増)となっている。また、児童福祉法に基づき、待機児童が50人以上あり、保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務付けられている特定市区町村は84となっており、対前年10増(新たに特定市区町村になったもの19、特定市区町村から外れたもの9)という状況である。

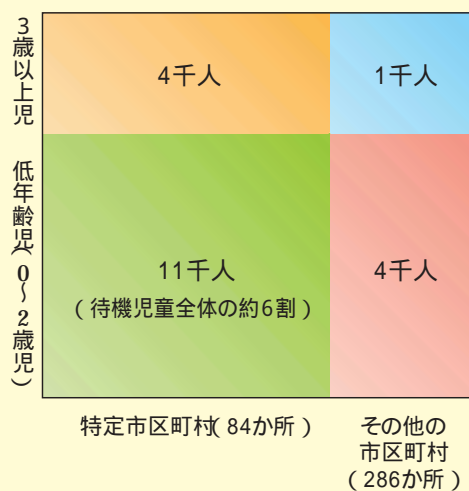
第1-2-16図 保育所待機児童の現状

平成20年4月1日現在の待機児童数は1万9,550人(5年ぶりに増加)
 待機児童が多い地域の固定化
 ・待機児童50人以上の特定市区町村(84市区町村)で待機児童総数の約76%を占める
 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約76%

保育所待機児童数と保育所定員の推移



保育所入所待機児童2万人の内訳



特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。
 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

第1-2-17表 保育計画を策定する市区町村(50人以上)一覧表

(平成20年4月1日現在)

順位	都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減	順位	都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
			人					人	
1	宮城県	仙台市	740	350	53	京都府	京都市	99	10
2	神奈川県	横浜市	707	131	54	埼玉県	新座市	98	51
3	大阪府	大阪市	696	48	54	東京都	日野市	98	21
4	神奈川県	川崎市	583	118	56	滋賀県	大津市	96	48
5	兵庫県	神戸市	487	2	57	静岡県	浜松市	95	24
6	愛知県	名古屋	428	86	58	沖縄県	読谷村	89	24
7	東京都	世田谷区	335	86	59	埼玉県	所沢市	88	37
7	千葉県	千葉市	335	6	59	東京都	杉並区	88	75
9	東京都	八王子市	331	5	61	東京都	小金井市	87	21
10	大阪府	堺市	311	38	62	大阪府	吹田市	83	26
11	神奈川県	相模原市	305	17	63	大阪府	高槻市	76	12
12	福岡県	福岡市	303	85	64	東京都	武蔵野市	74	19
13	北海道	札幌市	271	59	64	長崎県	長崎市	74	2
14	沖縄県	沖縄市	256	19	66	埼玉県	川口市	70	7
15	東京都	練馬区	254	11	66	東京都	国分寺市	70	22
16	東京都	大田区	242	98	68	沖縄県	北谷町	69	48
17	沖縄県	宜野湾市	239	0	69	東京都	東久留米市	68	21
18	東京都	板橋区	236	48	70	大阪府	八尾市	67	5
19	東京都	町田市	234	95	71	沖縄県	石垣市	64	20
19	沖縄県	浦添市	234	49	72	神奈川県	横須賀市	61	41
21	沖縄県	那覇市	230	149	73	東京都	新宿区	60	34
22	北海道	旭川市	223	19	73	東京都	武蔵村山市	60	26
23	東京都	江東区	219	133	75	埼玉県	伊奈町	58	13
23	埼玉県	さいたま市	219	1	75	東京都	豊島区	58	27
25	東京都	足立区	205	8	75	兵庫県	宝塚市	58	29
26	東京都	調布市	204	15	78	茨城県	水戸市	57	55
27	東京都	江戸川区	202	17	78	東京都	小平市	57	2
28	山形県	山形市	199	6	80	沖縄県	南城市	55	11
29	鹿児島県	鹿児島市	196	98	80	高知県	高知市	55	5
30	東京都	府中市	188	24	82	福島県	福島市	54	20
31	東京都	墨田区	187	41	83	沖縄県	名護市	53	38
32	東京都	港区	168	29	84	千葉県	船橋市	51	11
33	大阪府	東大阪市	156	41	50人～99人 小計			2,290	507
34	東京都	西東京市	152	8	50人～99人、100人以上 合計			14,784	2,075
35	東京都	中野区	144	73					
36	千葉県	市川市	143	33					
37	沖縄県	うるま市	140	19					
38	宮城県	大崎市	137	56					
39	東京都	三鷹市	134	13					
39	兵庫県	西宮市	134	98					
41	東京都	立川市	126	6					
41	奈良県	奈良市	126	53					
43	東京都	文京区	124	76					
43	沖縄県	糸満市	124	66					
45	秋田県	秋田市	122	18					
46	東京都	東村山市	121	20					
47	東京都	品川区	115	42					
48	東京都	多摩市	112	2					
49	埼玉県	川越市	108	2					
50	東京都	目黒区	106	55					
51	千葉県	浦安市	102	9					
52	神奈川県	茅ヶ崎市	101	29					
100人以上 小計			12,494	1,568					

このような近年の状況を踏まえ、2008年2月に、政府は、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で

取り組むため、重点戦略に盛り込まれた、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）やサービスの質の確保等の視点を踏まえ、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育

施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとした。

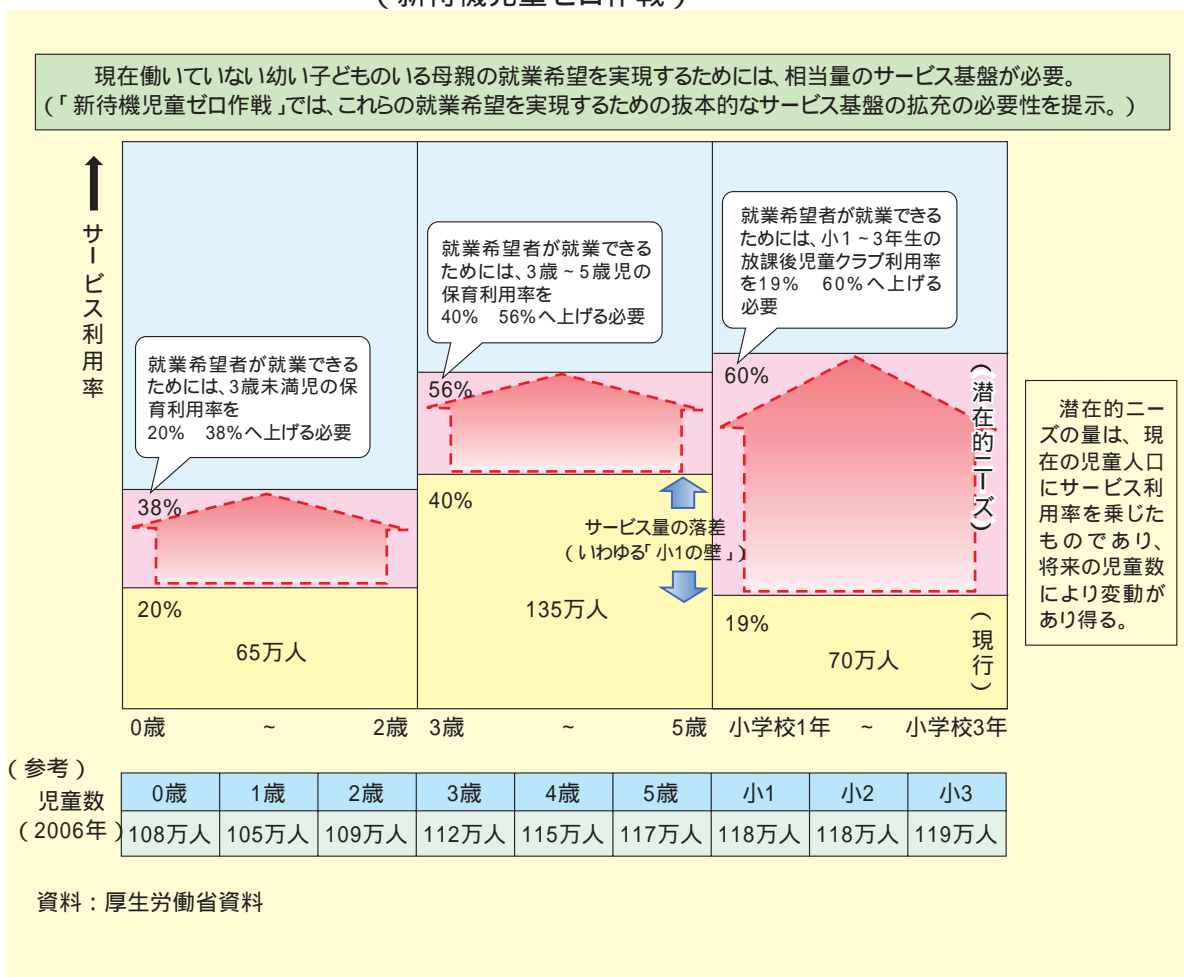
この新待機児童ゼロ作戦は、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことを目指すものであり、基本方針として、

保育サービスを量的に拡充するとともに、家庭的保育など保護者や地域の事情に応じた保育の提供手段の多様化を図ること
小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保するため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）にも施策対

象を拡大すること

保育サービス及び放課後児童クラブについて、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大すること
子どもの健やかな育成と預ける保護者の安心の確保の観点から、一定の質が確保されたサービスの提供を保障すること
とし、特に、2008年度から2010（平成22）年度までの3年間を集中重点期間として取組を推進することとしている。

第1-2-18図 女性の就業希望を実現するために必要なサービス量
（新待機児童ゼロ作戦）



2008年度補正予算（「安心実現のための緊急総合対策」及び「生活対策」）

国民の生活への不安を解消し、生活者を応援する観点から、2008年8月29日に「安心実現のための緊急総合対策」（「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）及び10月30日に「生活対策」（新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）がまとめられ、雇用対策等のほか、医療・年金・介護、子育てなど国民の安心・安全を確保するための取組を推進することとされた。

特に、「生活対策」は、景気不安や世界的な金融不安に対応するため策定されたものであり、3つの重点分野として、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」、「地方の底力の発揮」が位置づけられている。「生活者の暮らしの安心」については、第一の重点分野として、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援、雇用の下支え強化、介護人材の確保などのほか、出産・子育て支援の拡充により、国民生活の安全・安心を確保する取組を推進するものである。

出産・子育て支援の拡充については、これまでの施策に加えて、安心して妊娠・出産・子育てができる環境作りを加速することを目指し、「安心こども基金」創設による子育て支援サービスの緊急整備、「子育て応援特別手当」の支給、安心・安全な出産の確保、中小企業の子育て支援促進等が盛り込まれ、出産・子育て支援の充実を図ることとされた。

「安心こども基金」の設置

2008年度第2次補正予算において、「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、2010年度までの集中重点期間において、

保育所等の整備費、都市部対策としての新たな補助制度（賃貸物件への助成措置等）認定こども園や家庭的保育（保育ママ）への助成などを行うことにより、15万人分の保育所や認定こども園の整備などを推進すること、さらには、放課後児童クラブの設置促進、保育の質の向上のための研修等を行うことを目的として、都道府県に総額1,000億円の「安心こども基金」を創設することとした。

「子育て応援特別手当」の支給

現下の厳しい経済情勢に鑑み、2008年度の緊急措置として、多子世帯における幼児教育期の子育ての負担に配慮し、小学校就学前3年間に属する児童であって、第2子以降である児童がいる場合、1人当たり3.6万円を支給することにより、子育てを行う家庭における生活安心の確保に資することとした。

妊婦健康診査の公費負担の拡充

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところである。

このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数（14回程度）を受けられるように、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図ることとした。

中小企業の子育て支援促進

育児休業・短時間勤務制度の取得を促

進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人目及び2人目について支給対象としている中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を5人目まで拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額（育児休業：60万円 80万円等）することとした。

また、労働者が利用した育児サービス費用を負担するための中小企業事業主に対する助成金について、助成率及び助成限度額の引上げを行った（助成率：2分の1 4分の3、限度額：30万円 40万円（1人当たり）、360万円 480万円（1事業主当たり））

2009年度予算における対応

重点戦略や国民会議最終報告（2008年11月）においては、次世代育成支援の社会コストは「未来への投資」であり、「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備」と「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」を“車の両輪”として取り組むべきものとされている。

2009年度予算においては、「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備」として、以下のような施策を盛り込んでいる。

新待機児童ゼロ作戦の推進

- ・待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大
- ・家庭的保育事業（保育ママ）や一時預かり事業の拡充などの多様な保育サービスの提供
- ・総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進

育児不安を抱える家庭等すべての家庭への支援

- ・すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実

- ・虐待を受けた子ども等への支援の強化
 - ・発達障害者支援等の充実
 - ・地域における家庭教育支援基盤の形成
 - ・出産等に係る経済的負担の軽減（出産育児一時金の4万円引き上げ）
 - ・母子保健医療の充実
 - ・周産期医療の充実
 - ・社会課題対応等中小商業再生事業
 - ・子どもの事故防止対策の推進
- 兄弟姉妹のいる家庭等への支援
- ・幼稚園等の保護者負担の軽減（第3子以降の保育料の無償化等）
 - ・教育費負担の軽減（奨学金事業の推進）
 - ・住宅における支援

また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」については、以下のような施策を盛り込んでいる。

- ・「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進、仕事と生活の調和推進企業ネットワークの構築
- ・労働時間等の見直しに向けた取組の推進
- ・育児・介護休業制度の拡充
- ・中小企業における次世代育成支援対策の推進
- ・マザーズハローワーク事業の拡充
- ・フリーター等正規雇用化プランの推進や、ニート等の若者の職業的自立の支援
- ・テレワークの普及促進

第1-2-19図 2009年度少子化社会対策関係予算等の主なポイント

平成21年度少子化社会対策関係予算の総額は1兆6,183億円(前年度比3%増)

未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するため、少子化社会対策関係予算については、平成20年度(1兆5,715億円)と比べて468億円(約3%)の増となっている。

少子化社会対策については、平成19年12月の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略や、平成20年11月の「社会保障国民会議」最終報告において、「未来への投資」として、「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備」と「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」を「車の両輪」として取り組むべきものとされている。

また、平成19年12月に制定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づき、具体的な取組が求められている。

さらに、「安心実現のための緊急総合対策(平成20年度第1次補正予算)」「生活対策」(平成20年度第2次補正予算)も含め、少子化社会対策を総合的に推進する。

なお、平成20年12月24日に、持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」が閣議決定されたところである。

(1) 保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等

新待機児童ゼロ作戦の推進 ()内は平成20年度予算額

〔待機児童解消に向けた保育所の受け入れ児童数の拡大〕
・待機児童解消を目指し、民間保育所における受け入れ児童数の増を図るとともに、第3子目以降の保育料を無料とする。
【厚生労働省 3,475億円(3,482億円)】

〔安心こども基金の創設〕
・子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に安心こども基金を創設する。
【厚生労働省・文部科学省 1,000億円(平成20年度第2次補正予算)】

〔多様な保育サービスの提供〕
・家庭的保育事業(保育ママ)や一時預かり事業の拡充、地域の保育資源(事業所内保育施設等)の活用など保育サービスの提供手段の多様化を図る。また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。
【厚生労働省 551億円(528億円)】

・預かり保育を実施する、あるいは子育て支援活動を推進する私立幼稚園に対し助成を行う都道府県に対して補助する。
【文部科学省 46億円(46億円)】

〔総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進〕
・放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。
【文部科学省(委託事業分) 3億円(補助事業分) 143億円の内数(78億円)】
【厚生労働省 235億円(187億円)】

兄弟姉妹のいる家庭等への支援

〔幼稚園等の保護者負担の軽減〕
・幼稚園に通う幼児を持つ保護者の負担の軽減を図る。特に、兄弟姉妹のいる家庭については、第3子以降の保育料等の無償化等を図る。
【文部科学省 204億円(192億円)】
・保育所における第3子目以降の保育料を無料とする。
【厚生労働省(再掲)】

〔教育費負担の軽減〕
・独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業を推進する。
・私立学校が行う経済的に修学困難な学生等への授業料減免措置等に対し支援する。
【文部科学省 1,341億円(1,335億円)】

〔住宅における支援〕
・子育て世帯へも供給可能な借上公営住宅制度、地域優良賃貸住宅制度の拡充
【国土交通省】

児童生徒の社会保障に関する理解を深めるための取組

〔児童生徒の社会保障に関する理解〕
・小・中学校の学習指導要領の改訂(平成20年3月)を踏まえ、その趣旨・内容を周知徹底するための取組を行う。
【文部科学省2.3億円(4億円)】

育児不安を抱える家庭等すべての家庭への支援

- 【すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実】
 - ・様々な子育て支援事業について、「子ども子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、地域力を活用した子育て支援に参画する者の養成、ファミリーサポートセンター事業における病児・病後児預かり等への対応のためのモデル事業の実施、子育て支援拠点について身近な場所への設置促進と機能拡充、また、地域の利便性の高い多様な場における一時預かりの推進など、地域の子育て支援の推進を図る。
- 【厚生労働省 551億円(547億円)】
- 【虐待を受けた子ども等への支援の強化】
 - ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)や養育支援訪問事業の全国展開及び「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図る。等
- 【厚生労働省 877億円(804億円)】
- ・知的障害児施設等において、虐待等を受けた児童等に対する適切な援助体制を整備するため、新たに心理療法担当職員や看護師の配置加算を行い、社会的養護機能の充実等を図る。 【厚生労働省 617億円(642億円)】
- 【発達障害者支援等の充実】
 - ・発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、圏域において個別支援計画の作成やその実施状況及び評価を行うなど、支援の体制を構築する。 【厚生労働省 2.2億円(2億円)】
- 【地域における家庭教育支援基盤の形成】
 - ・「訪問型家庭教育支援チーム」の設置等、家庭教育支援基盤形成の促進。
- 【文部科学省(委託事業分)3.5億円(12億円)補助事業分)43億円の内数(新規)】
- 【出産等に係る経済的負担の軽減】
 - ・安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を4万円引き上げること等により、妊産婦の経済的負担を軽減する。
- 【厚生労働省 79億円】
- 【母子保健医療の充実】
 - ・不妊治療や妊産婦ケアセンター(仮称)への支援、また、小児の慢性疾患等への支援などにより母子保健医療の充実を図る。
- 【厚生労働省 193億円(184億円)】
- 【周産期医療の充実】
 - ・出産前後の集中管理が必要な母体及び胎児、新生児に関する周産期医療体制の充実を図るため、総合周産期母子医療センター等への母体搬送コーディネーターの配置や、地域周産期母子医療センターの運営等への財政的支援を行う。
- 【厚生労働省 13億円(9.5億円)】
- 【妊婦健診公費負担の拡充】
 - ・妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数(14回程度)を受けられるように平成22年度までの間、地方財政措置されていない19回分について、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。
- 【厚生労働省 790億円(平成20年度第2次補正予算)】
- 【子育て応援特別手当の支給】
 - ・平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第2子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。
- 【厚生労働省 651億円(平成20年度第2次補正予算)】
- 【中小商業活力向上事業】
 - ・商店街振興組合等が一体となって行う商業活性化への取組のうち、空き店舗を活用した育児施設の設置・運営等に係る事業に要する経費への補助を行う。
- 【経済産業省 42億円の内数(30億円の内数)】
- 【子どもの事故防止対策の推進】
 - ・子どもの事故の未然防止に向けて、病院や保護者等から事故情報の収集を行い、有識者による分析等を実施する(安全知識循環型社会構築事業)。また、子どもの安全の向上や健やかな成長につながる製品や活動の表彰を行う(19年度からキッズデザイン賞表彰開始)。
- 【経済産業省 0.8億円(1.2億円)】

(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

- 【「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進等、「仕事と生活の調和推進企業ネットワーク(仮称)の構築】
 - ・「カエル・ジャパン」キャンペーンを推進し、仕事と生活の調和が実現した社会の姿、実現のための課題、関連する施策について、広く国民に啓発・情報提供を行う。
 - ・仕事と生活の調和の実現のために不可欠な企業等の取組を促すため、企業の推進者が集まる場を設ける。
- 【内閣府 0.3億円(新規)】
- 【労働時間等の見直しに向けた取組の促進】
 - ・業界団体による業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の策定を支援するとともに、相談・助言を行う「仕事と生活の調和アドバイザー(仮称)」の養成等を図る。また、労働時間が長い事業場を対象とした重点的な監督指導等を実施する。
- 【厚生労働省 31億円(27億円)】
- 【育児・介護休業制度の拡充】
 - ・育児・介護休業法の見直しを検討し、育児期の短時間勤務や男性の育児休業取得促進など、継続就労しながら育児・介護ができる環境を整備する。また、期間雇用者の育児休業の取得促進のためのモデル事業を実施する。
- 【厚生労働省 46億円(38億円)】
- 【中小企業における次世代育成支援対策の推進】
 - ・次世代育成支援対策推進センターにおいて、中小企業における行動計画の策定、届出を促進するため、講習会、巡回指導を実施する等、相談援助機能を強化する。
- 【厚生労働省 7.8億円(0.5億円)】
- 【マザーズハローワーク事業の拡充】
 - ・マザーズハローワーク事業の拠点を拡充(108か所→148か所)するとともに、子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人の確保・母子家庭への母等の支援機関への出張相談、託児付セミナーの開催等を実施する。
- 【厚生労働省 21億円(20億円)】
- 【フリーター等正規雇用化プランの推進や、ニート等の若者の職業的自立の支援】
 - ・就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等を重点に、職業相談、職業紹介から職場定着までの一貫した支援を集中的に実施し、また、30代後半の不安定就労者まで拡大したトライアル雇用制度や年長フリーター等を積極的に正規雇用する事業主への奨励金の活用とともに、実践的な職業訓練等を実施する。
 - また、若者の応募機会の拡大について、事業主への指導強化とともに、相談機能の充実を図るほか、モデル的な取組を支援し、その成果を広く発信する。
 - ・ニート等の若者に対する地域の支援拠点である、地域若者サポートステーション事業の拡充を図るとともに、若者自立塾事業を実施し、職業的自立支援を推進する。
- 【厚生労働省 478億円(334億円)】
- 【テレワークの普及促進】
 - ・産学官協働の下設立されたテレワーク推進フォーラムと連携し、「テレワーク人口倍増アクションプラン」に基づき、共同利用型システム等に関する実証実験、地域でテレワークを実施する事業者への支援、テレワーク相談センターの体制整備、公共施設・民間企業におけるテレワーク環境の整備・推進策の検討、セミナーやシンポジウム等の普及啓発活動等を各県で総合的に実施する。
- 【総務省 3億円(2.9億円)】
- 【厚生労働省 0.7億円(0.7億円)】
- 【経済産業省 42億円の内数(30億円の内数)】
- (再掲:中小商業活力向上事業)
- 【国土交通省 0.5億円(0.7億円)】

児童福祉法等の改正

重点戦略において示された新たな制度設計に先行して実施すべき課題等を踏まえ、家庭的保育事業（保育ママ）や子育て支援事業を児童福祉法上位置づけるとともに、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と家庭の両立支援のための一般事業主行動計画の策定を101人以上の事業主についても義務付けることなどを内容とする児童福祉法等の一部を改正する法律が、2008年12月に公布された。

これらの改正は、家庭的保育事業（保育ママ）の制度化、一般事業主行動計画策定・届出の義務付け対象範囲の拡大等の一部を除き、2009年4月より施行された。

産科医療補償制度

安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とする「産科医療補償制度」が創設され、2009年1月から運用が開始された。

なお、この制度では、在胎週数22週以降の出産1件ごとに分娩機関が3万円の掛金を負担することから、分娩費の上昇が見込まれるため、健康保険から支給される出産育児一時金等も、同出産については3万円（35万円から38万円）引き上げられたところである。

第1-2-20 図 児童福祉法等の一部を改正する法律(概要)

【趣旨】

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

【主な内容】

地域における次世代育成支援対策の推進

新たな子育て支援サービスの創設(児童福祉法等の一部改正)

一定の質の確保をしつつ、多様な主体による保育サービスの普及促進とすべての家庭における子育て支援の拡充を図るため、新たに家庭的保育事業(保育ママ)、すべての子どもを対象とした一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業を法律上創設し、市町村におけるサービスの実施の促進等を図る。

困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化(児童福祉法等の一部改正)

里親制度を社会的養護の受皿として拡充するため、養子縁組を前提としない里親(養育里親)を制度化し、一定の研修を要件とするなど里親の制度を見直す。

家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する事業(ファミリーホーム)を創設。

児童養護施設等の内部における虐待対策の強化のため、虐待を発見した者の通告義務等を設けるほか、地域における児童虐待対策の強化を行う。

地域における子育て支援サービスの基盤整備(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

働き方の見直しも踏まえた中長期的な子育て支援サービスの基盤整備を図るため、市町村の行動計画策定に当たり参酌すべき保育サービスの量等に関する標準を国において定める等の見直しを行う。

職場における次世代育成支援対策の推進

仕事と家庭の両立支援の促進(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

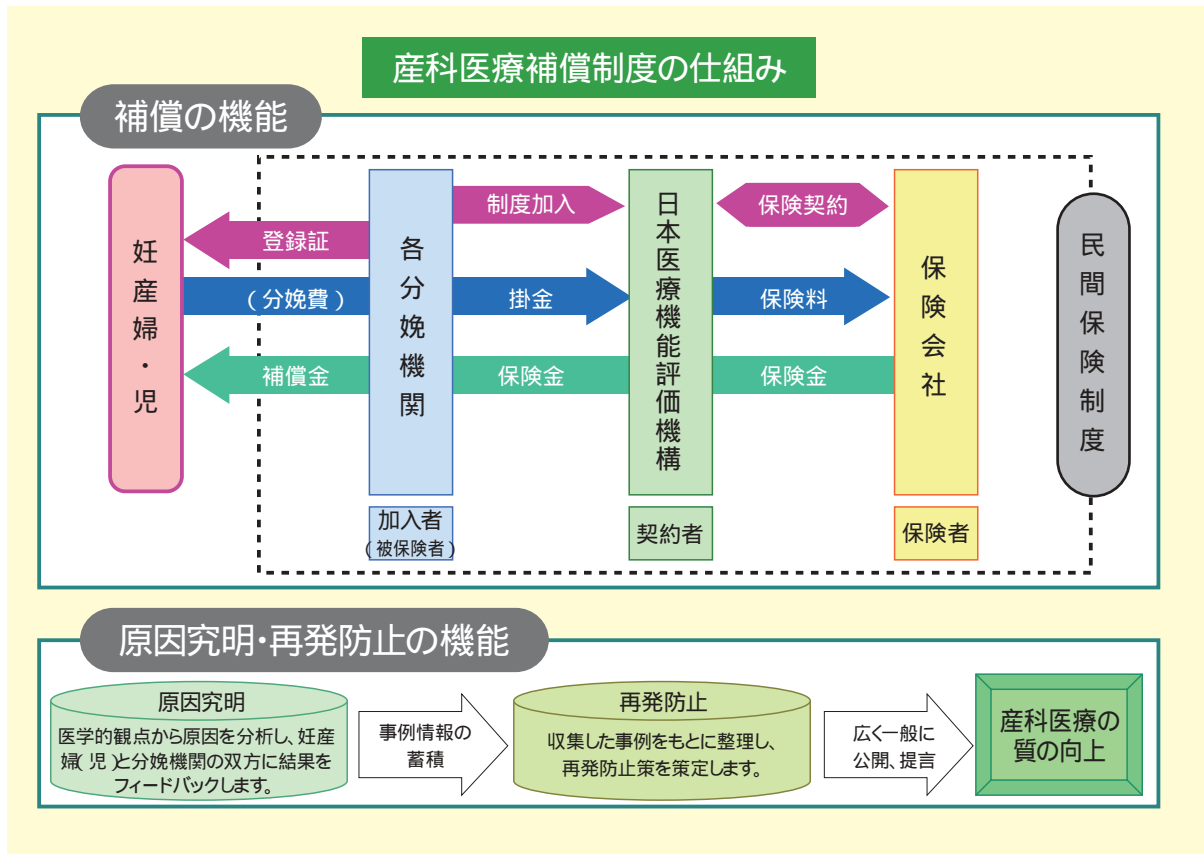
仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大する。

一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づける。

【施行期日】

原則として平成21年4月1日。() の行動計画策定指針の見直し等は公布の日から起算して6ヵ月を超えない範囲で政令で定める日、家庭的保育事業(保育ママ)の制度化等は平成22年4月1日、() の一般事業主行動計画の対象範囲の拡大は平成23年4月1日)

第1-2-21 図 産科医療補償制度の仕組み



周産期医療の確保

救急医療は直接患者の生死に関わる医療であり、我が国のすべての地域において万全の提供体制を整える必要があり、国民が真に安心できる救急医療体制の整備を行うことが重要である。

しかし、2008年には、東京都で妊婦の緊急搬送において医療機関への受入れまでに多くの照会を要した事案が発生するなど、特に、周産期の救急医療体制の充実が全国的に重要になっていることから、妊産婦が安心して子どもを産み・育てることができるよう、早急に対策を講ずることとなった。

このため、厚生労働省において、2008年11月より6度にわたり、「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」が開催され、今後の日本における周産期医療と救急

医療の確保と連携のあり方及び課題解決のために必要な対策について検討が行われた。

この後、2009年3月に報告書がまとめられ、周産期医療対策事業の見直しや救急医療・周産期医療に対する財政支援、地域の実情に応じたNICU（新生児集中治療管理室）の整備、救急患者搬送体制の整備などが提言されたところであり、同報告書を踏まえ、周産期救急医療の確保に取り組んでいくこととしている。

(2) 検討中の課題

次世代育成支援のための新たな制度体系の検討

重点戦略を受け、働き方の見直しに係る取組を推進するとともに、子育てを支えるサービスの大幅な拡充を図るため、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるための保育等のサービス基盤を確保するとともに、誰もがどこに住んでいても必要な子育て支援サービスを受けられることができるよう、社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援に関する給付・サービスを体系的・普遍的に提供し、必要な費用を社会全体で負担していく新たな制度体系の検討を進め、2008年5月に「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」がとりまとめられた。

2008年9月からは、保育の提供の新しい仕組みを中心に議論が進められ、2009年2月、次世代育成支援のための新たな制度体系について、これからの保育制度のあり方を中心に、少子化対策特別部会としての第1次報告がとりまとめられた。

この第1次報告では、保育需要の飛躍的増大、ニーズの深化・多様化などの社会環境の変化を踏まえ、

- 今後の保育制度の姿としての新たな保育の仕組み
- 放課後児童クラブの拡充
- すべての子育て家庭に対する支援
- 情報公開・評価の仕組み
- 財源確保の必要性

などについて、提言を行っている。(第1 - 2 - 22図参照)

第1-2-22 図 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告[概要]

社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告

- 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて - (平成21年2月24日)【概要・ポイント版】

本部会は、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計のため、昨年3月に検討開始、5月に「基本的考え方」をとりまとめ、今後の新たな制度体系の詳細設計に向け、保育を中心に議論の中間的とりまとめを行うもの。

1 これからの保育制度のあり方について

保育をとりまく近年の社会環境の変化（検討の背景）

- ・ 保育需要の飛躍的増大、ニーズの深化・多様化（働き方の多様化、親支援やすべての子育て家庭への支援の必要性）
- ・ 人口減少地域における地域の保育機能の維持
- ・ 急速な少子高齢化に伴う役割の深化（女性が「就労」を断念せずに「結婚・出産・子育て」ができる社会の実現を通じ、社会経済・社会保障制度全体の持続可能性を確保するという緊急的・国家的課題に関わる役割）等

現行の保育制度の課題

スピード感あるサービス量の抜本的拡充が困難

利用保障の弱さ

現行制度は、市町村に「保育の実施義務」を課し、市町村の義務履行を通じ、保護者に保育所が利用される仕組み。ただし、「保育の実施義務」には「例外」があり、保育所が足りなければ、「その他適切な保護」（認可外のあわせ）でも可。

認可の裁量性による新規参入抑制

保育所の認可権者である都道府県に広い裁量有り、待機児童がいる市町村で客観的基準を満たしても、必ずしも認可されず。

保育の必要性の判断と受入保育所決定の一体実施に伴う需要の潜在化（窓口等での潜在化）

深化・多様化したニーズへの対応が困難

保育の必要性の判断基準のあり方

「保育に欠ける」か否かの判断基準が条例に委ねられており、保育所が足りないと、財政状況との兼ね合い等で基準を厳格に。

保育の必要性の判断基準の内容

夜間や短時間、求職者だと認められにくい、同居親族がいると認められない等。

認可保育所の質の向上

職員配置、保育士の養成・研修・処遇等

認可外保育施設の質の向上

約23万人にのぼる子どもが利用。利用者の6割は、認可保育所と比較の上で、空きがない等の理由で認可外保育施設を利用。

すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障する必要。

人口減少地域における保育機能の維持・向上

現行は「小規模保育所」でも、定員20人以上が必要。一方、地域の子ども集団の中で成長を保障する必要性。

新たな保育の仕組み

その実現には財源確保が不可欠。市町村が、保育の必要性・量、優先的利用確保（母子家庭、虐待等）の要否を認定。

受入先保育所の決定とは独立して実施（需要の明確化）、認定証明書の交付、認定者の登録管理、待機児童の情報開示を行う。

保育対象範囲、優先的利用確保の基本的事項は、国が基準を設定。

パートタイム、早朝・夜間の就労、求職者、同居親族がいる場合も必要性を認定。専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障。

例外ない保育保障：認定を受けた子どもには、公的保育を受けることができる地位を付与。

市町村の実施義務の明示（例外ない公的保育の保障義務、質の確保された提供体制確保義務、利用支援義務、保育費用の支払義務）

利用者が保育所と公的保育契約を締結。

保育所には、応諾義務（正当理由なく拒んではならない）と、優先受入義務（母子家庭、虐待等の優先受入決定）

参入は最低基準により客観的に判断。指定制を基本としつつ、検討。

所得に関らず一定の質の保育を保障するため公定価格。

必要量に応じた月額単価設定を基本。

認可保育所の質の向上：財源確保とともに詳細検討

・ 保育指針に基づく保育のため、職員配置、保育士の処遇、専門性確保等、施設長や保育士の研修の制度的保障、ステップアップの仕組み等

認可外保育施設の質の引上げ

・ 最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して一定期間の経過的財政支援

・ 小規模サービス類型の創設

・ 地域の保育機能の維持・向上

・ 小規模サービス類型の創設

・ 多機能型の支援

等

2 放課後児童クラブについて

現行制度の課題

制度上の位置づけが、市町村の努力義務にとどまっており、利用保障が弱い。質の確保はガイドライン等で対応している。

財源面についても、裁量的補助であり、国庫補助基準額と運営費用の実態の乖離が指摘、従事者の処遇も厳しい状況。

新たな制度体系における方向性

質を確保しつつ量的拡充を図ることが重要。

基準の必要性やあり方等、制度上の位置づけ（実施責任、利用・給付方式等）、財源面の強化について、さらに検討が必要。

3 すべての子育て家庭に対する支援について

現行制度の課題

各種の子育て支援事業は、市町村の努力義務にとどまっており、実施状況に大きな地域格差。

とりわけ、一時預かりについては、保育との公費投入の公平性の観点からも、一定の利用保障が求められる。

新たな制度体系における方向性

すべての子育て家庭に対する支援の強化が必要。

一時預かりの保障強化に向け、制度上の位置づけ・財源面の強化について、さらに検討が必要。

各種事業の制度上の位置づけ、財源のあり方等さらに検討。

4 情報公表・評価の仕組みについて

職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報につき、公的主体による情報公表制度の具体化を検討。

5 財源・費用負担について

少子化対策は社会経済や社会保障の持続可能性の根幹にかかわるもの。新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠であり、社会全体で重層的に支え合う仕組みが必要。新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点について、引き続き検討。

- ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み、また、公立保育所一般財源化の影響を踏まえた議論
- ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み 等

今後、本報告を踏まえ、「包括性・体系性」「普遍性」「連続性」を備えた新たな制度体系の具体化に向け、税制改革の動向も踏まえながら、検討を続けていく。

資料：厚生労働省資料

育児・介護休業法の見直しに向けての動き

少子化対策の「車の両輪」のもう一つである「働き方の見直し」を進めるため、2008年8月から労働政策審議会において、育児・介護休業制度の見直しについて検討が行われ、2008年12月25日に厚生労働大臣に対し、仕事と家庭の両立支援対策の充実について建議が行われた。

建議においては、少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、短時間勤務制度の義務化や所定外労働の免除の義務化等の

子育て中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現、子の看護休暇制度の拡充や介護のための短期の休暇制度の創設等の子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備など、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を行うべきというものである。今後は、この建議に沿って、育児・介護休業法の見直しを目指すこととしている。

第1-2-23図 育児・介護休業制度の見直しの概要(労働政策審議会建議(平成20年12月25日))

【趣旨】 少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を行う。

【主な内容】

1 子育て中の働き方の見直し

- (1) 短時間勤務制度の義務化
短時間勤務制度について、3歳に達するまでの子を養育する労働者に対する措置義務とする。業務の性質又は事業場の実態に照らし、短時間勤務とすることが難しい労働者については、労使協定により、措置の対象から除外できることとし、対象外となった労働者に対しては、フレックスタイム制度等の代替措置を講ずることを義務付ける。
- (2) 所定外労働の免除の義務化
所定外労働の免除について、3歳に達するまでの子を養育する労働者の請求により対象となる制度とする。

2 父親も子育てができる働き方の実現

父母がともに育児休業を取得する場合に、育児休業取得可能期間を子が1歳2か月に達するまでに延長する。この場合、父母1人ずつが取得できる休業期間(母親の産後休業を含む。)の上限については、現行と同様1年間とする。
出産後8週間以内の父親の育児休業取得を促進するため、この期間に父親が育児休業を取得した場合には、特例として、育児休業の再度の取得を認める。
労使協定による専業主婦(夫)除外規定を廃止する。

3 子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

- (1) 子の看護休暇制度の拡充
付与日数を小学校就学の始期に達するまでの子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。
- (2) 介護のための短期の休暇制度の創設
要介護状態にある家族の通院の付き添いなどに対応するため、介護のための短期の休暇制度を設ける。付与日数については、要介護状態にある家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。

4 実効性の確保その他所要の規定の整備

苦情処理・紛争解決の援助のため、労働局長による紛争解決の援助及び調停の仕組み等を設ける。
勧告に従わない場合の公表制度や、報告を求めた際に虚偽の報告をした者等に対する過料を設ける。

認定こども園制度の検討

近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、多様化するニーズに柔軟かつ適切に対応するため、2006（平成18）年6月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律」が成立し、同年10月から施行されており、2008年4月1日現在では、全国で229件の認定が行われている。

文部科学省と厚生労働省が2008年3月に実施した地方公共団体、施設、保護者に対する認定こども園制度に係る実態調査によると、施設を利用している保護者の8割近く、認定を受けた施設の9割以上が認定こども園を評価している。また、保護者の9割近くが制度を推進していくべきと回答している。一方、施設や地方公共団体からは、財政支援が十分ではない、会計処理の簡素化が必要などの課題も指摘されている。

このため、2008年10月に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により立ち上げた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、財政支援の充実、会計処理等における二重行政の解消、教育と保育の総合的な提供の推進、家庭や地域の子育て支援機能の強化、質の向上への対応などの認定こども園における課題について議論を進めており、2009年3月に報告をとりまとめた。

3 | これからの少子化対策

(1) これまでの少子化対策への評価

少子化社会対策基本法の制定から5年

2003（平成15）年7月の「少子化社会対策基本法」の制定から5年が経過したところ

である。また、同法に基づく「少子化社会対策大綱」（2004（平成16）年6月閣議決定）においては、「施策の進捗状況とその効果、出生率等の動向を踏まえ、毎年フォローアップを実施していくとともに、おおむね5年後を目途に見直しを行うこととする」とされており、2009（平成21）年度には、その見直しを行い、新しい大綱を策定することとなっている。このため、新しい大綱の策定に向け、現行の施策の進捗状況やその効果等を評価するための調査を実施した。

なお、重点戦略において、これまでの対策の評価は施策が計画どおり進捗しているかどうかを把握することが中心であり、利用者の視点に立脚した恒常的かつ持続的な点検・評価は行われてこなかったが、少子化対策の推進の実効性を担保するためには、結婚や出産・子育てに対する希望の実現度、利用者の多様性、地域差、支援策相互の連携、質と量の評価、支援策の周知と利用しやすさ、の6つの視点に着目し、利用者の視点に立った点検・評価を行うことが重要であるとされている。

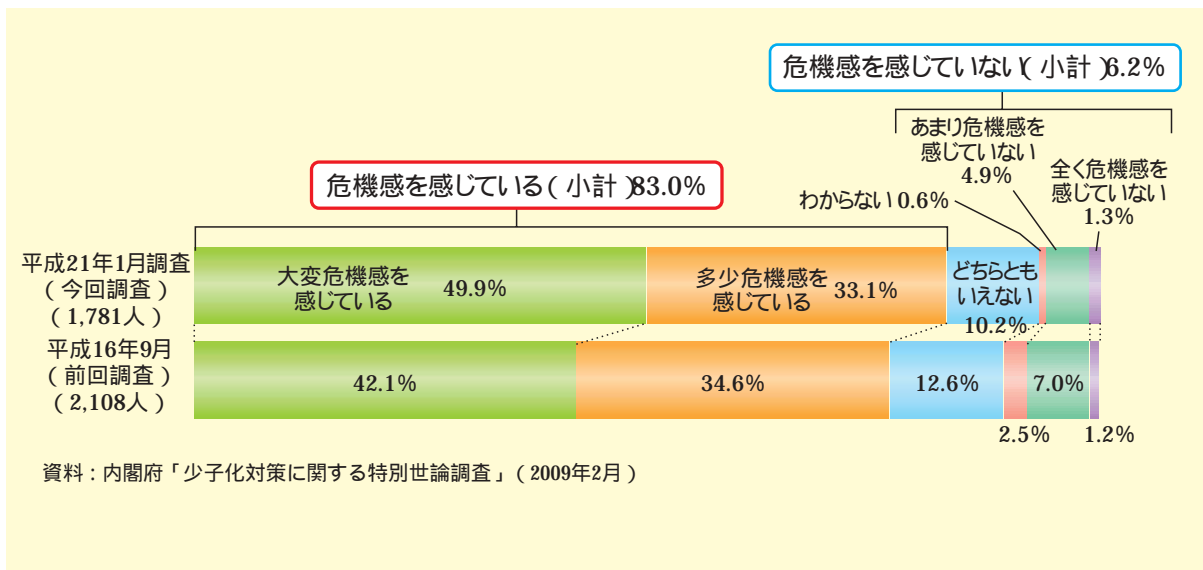
少子化対策に関する国民の意識

少子化対策に関する国民の意識を調査して、今後の施策の参考とするため、2009年1月に「少子化対策に関する特別世論調査」を実施し、現行の少子化社会対策大綱が策定された当時の前回調査（2004年9月）と比較を行った。

ア 出生率についての我が国の将来への危機感

低い出生率が続いていることによる我が国の将来への危機感については、「危機感を感じている（大変危機感を感じている＋多少危機感を感じている）」が83.0%（前

第1-2-24図 出生率についての我が国の将来への危機感



回調査では76.7%)「危機感を感じていない(あまり危機感を感じていない+全く危機感を感じていない)」が6.2%(前回調査では8.2%)となった。

これは、最近の我が国の低い出生率の水準に対し、将来への危機感を感じている国民が増加している結果といえる。

イ 少子化が与えるマイナスの影響

少子化が与えるマイナスの影響については、「年金や医療費の負担など、社会保障に与える影響」が76.1%(前回調査では71.9%)、「労働力人口の減少など、経済活力に与える影響」が62.4%(前回調査では50.6%)、「過疎化の一層の進行など、社会の活力に与える影響」が41.3%(前回調査では26.8%)、「子育てに対する負担や社会支援のあり方など、家庭生活に与える影響」が39.6%(前回調査では33.1%)となった(複数回答)。

少子化の急速な進行は、税や社会保障における負担の増加、労働力減少に伴う経済成長の鈍化、地域社会の活力低下など、

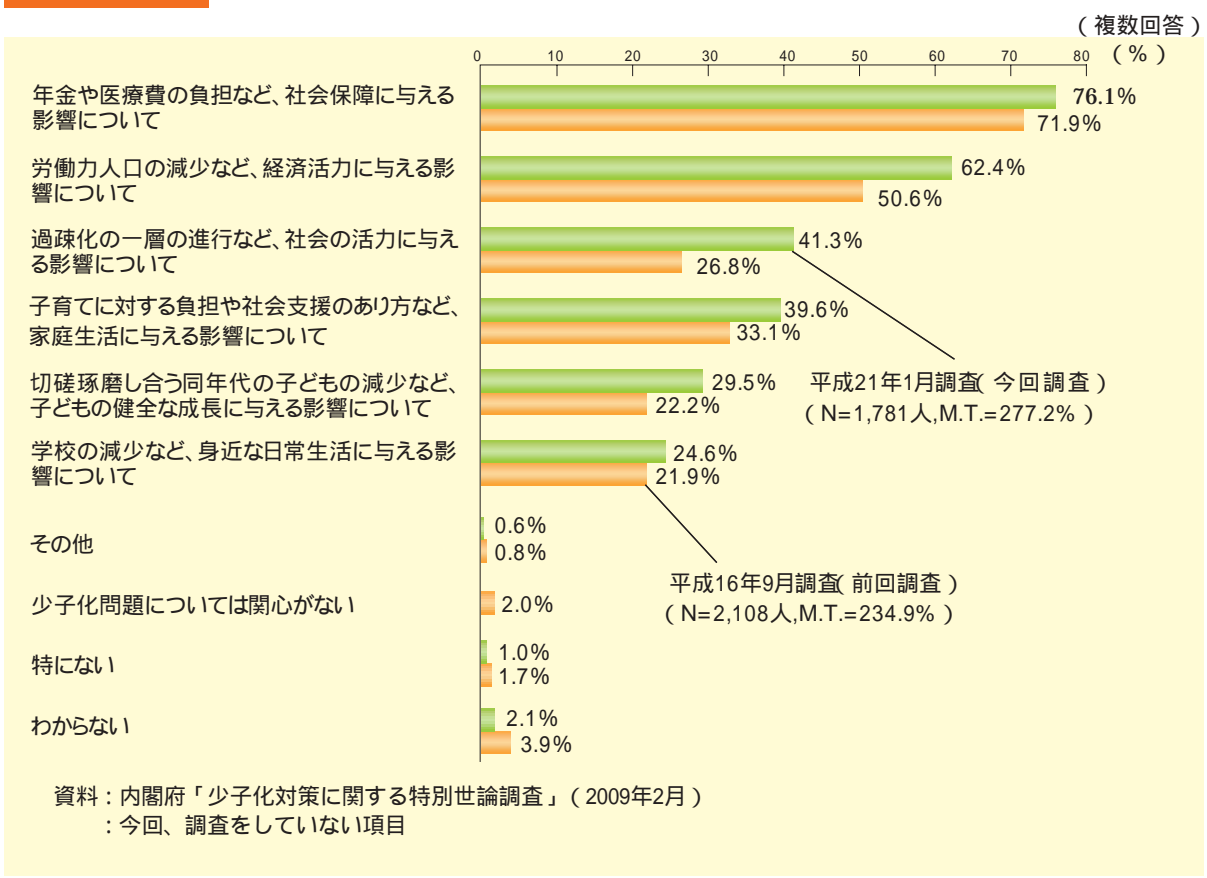
社会や経済、地域の持続可能性に大きな影響を与えるものであり、これらいずれの項目についても、前回調査よりマイナスの影響があると感じている国民が増加している結果となっている。

ウ 少子化対策で特に期待する政策

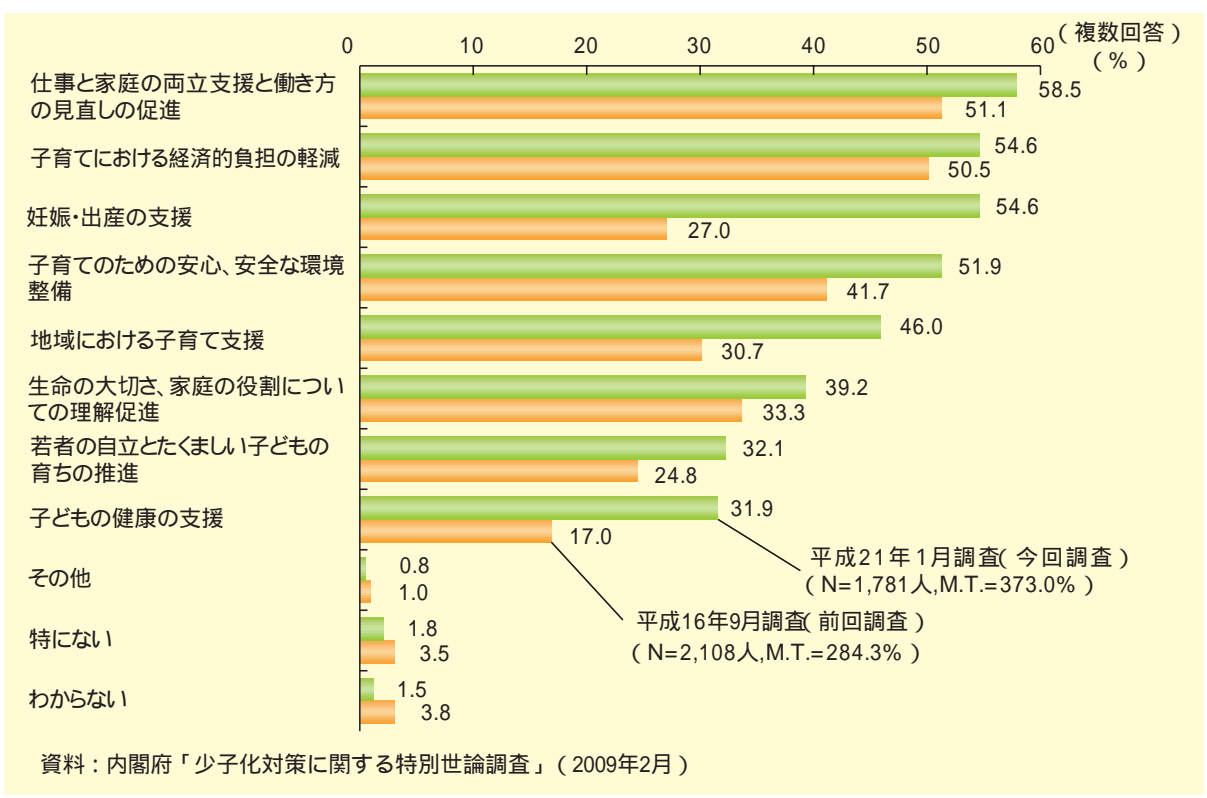
少子化対策で特に期待する政策については、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が58.5%(前回調査では51.1%)、「子育てにおける経済的負担の軽減」が54.6%(前回調査では50.5%)、「妊娠・出産の支援」が54.6%(前回調査では27.0%)、「子育てのための安心、安全な環境整備」が51.9%(前回調査では41.7%)となった(複数回答)。

いずれの項目についても、前回調査より回答者の割合が高くなっており、「仕事と生活の両立支援と働き方の見直しの促進」及び「子育てにおける経済的負担の軽減」については、前回調査同様、50%を超える高い結果となっているが、今回調査で特徴的なのは、「妊娠・出産の支援」が前回調

第1-2-25 図 少子化が与えるマイナスの影響



第1-2-26 図 少子化対策で特に期待する政策



査よりもほぼ倍増していることである。これは、最近の産科医・分娩施設の減少や妊婦搬送の受入困難事例の発生などにより、安心・安全な妊娠・出産に対する期待が大きく高まった結果であると考えられる。

また、「子育てのための安心、安全な環境整備」や「地域における子育て支援」についても、前回調査に比べて大きく増加していることがわかる。

エ 我が国への諸外国の施策の導入

諸外国においては、最近では保育サービスや育児休業制度の充実などによる仕事と家庭の両立支援により出生率の低下に歯止めがかかっている例が見受けられるが、こうした諸外国の政策を多少の負担増を伴うとしても我が国にも導入すべきかどうかについて聞いたところ、「導入すべき（導入すべき＋どちらかといえば導入すべき）」が89.6%、「導入すべきでない（どちらかといえば導入すべきでない＋導入すべきでない）」が5.9%となった。

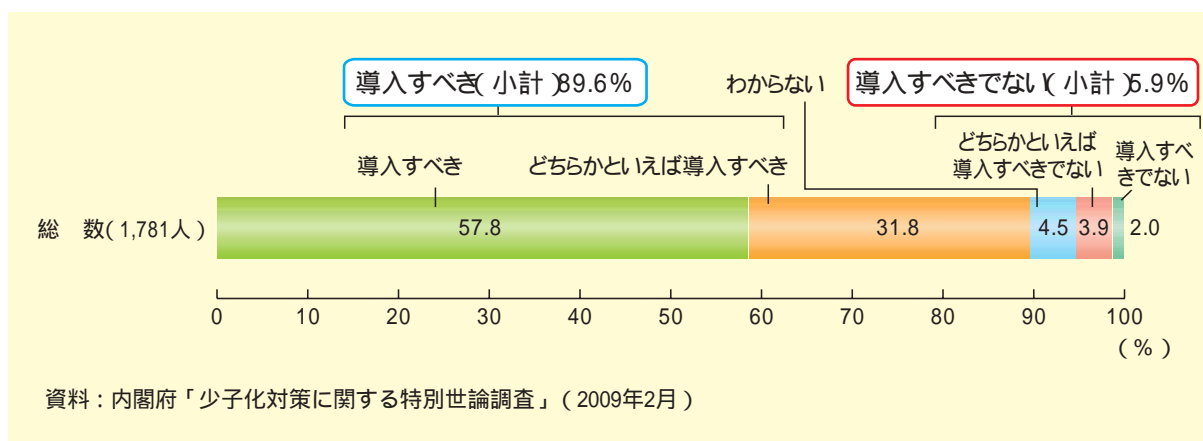
多少の負担増を伴うとしても諸外国が実施している政策を我が国にも導入すべきと考える者が大多数を占める結果となった。

オ 子どもを持つ親にとってあればいいと思う地域活動

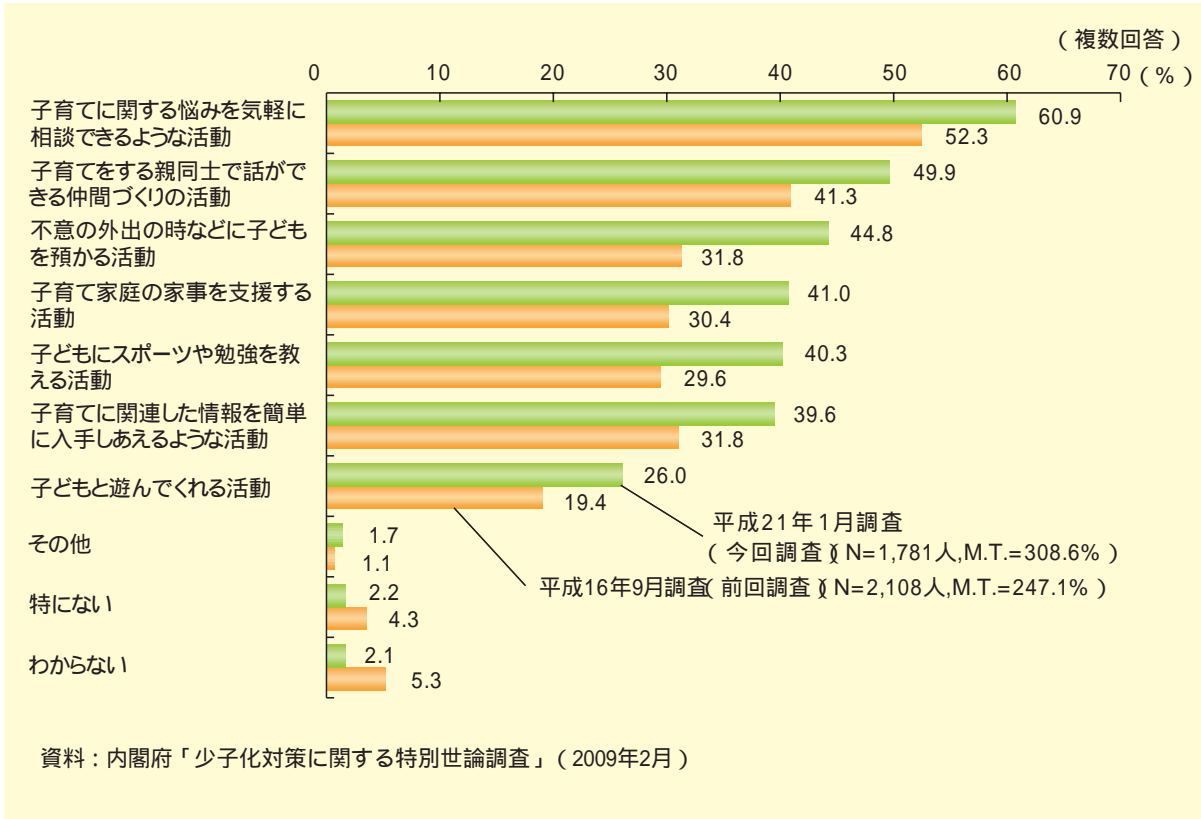
子育てを社会全体で支援するため、子どもを持つ親にとってあればいいと思う地域活動については、「子育てに関する悩みを気軽に相談できるような活動」が60.9%（前回調査は52.3%）、「子育てをする親同士で話ができる仲間づくりの活動」が49.9%（前回調査は41.3%）、「不意の外出の時に子どもを預かる活動」が44.8%（前回調査は31.8%）、「子育て家庭の家事を支援する活動」が41.0%（前回調査は30.4%）となった（複数回答）。

全ての項目について前回調査を大きく上回る結果となっているが、これは、地域において子育て親子の交流の促進や子育て等に関する相談・援助等を行うなど、地域全体で子育てを支援していく必要性を感じている者が増加していることを示している。

第1-2-27図 我が国への諸外国の政策の導入



第1-2-28図 子を持つ親にとってあればいいと思う地域活動

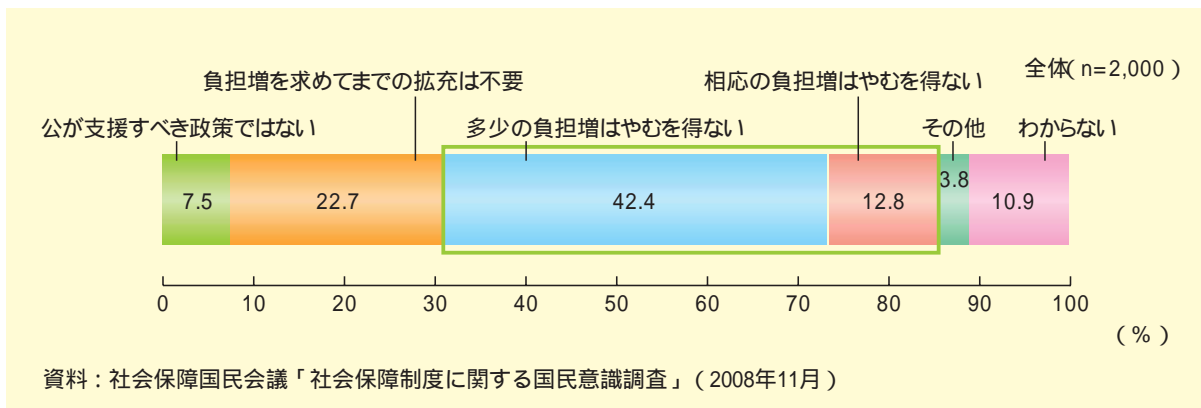


カ 少子化対策と負担の在り方

社会保障国民会議の「社会保障制度に関する国民意識調査」(2008年11月)によると、少子化対策(子育て支援)の拡充を図るべきであり、「そのための負担増になることはやむを得ない」とする者が

42.4%、「相応の負担増はやむを得ない」とする者が12.8%となっており、負担増を容認する人が過半数となっている。

第1-2-29図 少子化対策(子育て支援)の負担のあり方



少子化施策利用者意向調査

重点戦略を踏まえ、2008年7月から、少子化社会対策について利用者の視点に立ち点検・評価するとともに、その点検・評価の手法の改善を図ることなどを目的とした少子化社会対策推進点検・評価検討会議が開催されている。

同検討会議の協力も得て、各種少子化施策の進捗状況や統計等には捉えられない、利用者の実際の意識や感覚を把握するため、2008年12月から2009年1月にかけて「利用者意向調査」を実施したところである。

調査の結果をみると、「少子化社会対策」に示された「目指すべき社会の姿」の達成や国の取組に関する評価については、全般的に厳しい評価となっているが、特に、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」に関する項目の評価が低かった。家族構成別「独身」、「既婚子どもなし」、「既婚子どもあり」にみると「既婚子どもなし」の評価が低く、また、地域別にみると「地方」より「都市部」の評価が低かった。

少子化社会対策大綱の取組に関する希望としては、「小児医療体制を充実する取組」、「妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する取組」、「児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める取組」を求める者が多かった。

カ 「少子化社会対策大綱」に示された「目指すべき社会の姿」の達成度

全体（第1-2-30図）

「少子化社会対策大綱」に基づく「子ども・子育て応援プラン」（2004年12月）において、「目指すべき社会の姿」を掲げているところであるが、この「目指すべき社会の姿」がどの程度達成されたかについては、次のような

結果となった。

達成の評価が相対的に高い（「とてもそう思う」+「ややそう思う」の計）項目をみると、

ボランティア体験、自然体験、社会体験活動の機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる社会（33.8%）

教育を受ける意欲と能力のある者が、経済的理由で修学を断念することのない社会（27.4%）

妊婦、子ども及び子ども連れの人に対して配慮が行き届き安心して外出できる社会（26.9%）

となっている。

達成の評価が低い（「あまりそう思わない」+「そう思わない」の計）項目をみると、

若者が意欲を持って就業し、経済的にも自立できるような社会（71.5%）

希望する者すべてが、安心して育児休業等を取得できる職場環境が整った社会（71.3%）

育児期に離職を余儀なくされる者の割合が減るとともに、育児が一段落した後の円滑な再就職が可能な社会（65.5%）

働き方を見直し、多様な人材を効果的に育成活用することにより、（労働）生産性が上昇するとともに、育児期にある男女の長時間労働が是正される社会（65.0%）

となっている。

特に、「目指すべき社会の姿」について、「希望する者すべてが、安心して育児休業等を取得できる職場環境が整った社会」の達成の評価に対し、「そう思わない」と回答した割合が4割を超えるなど、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」に関して厳しい評価となっている。

第1-2-30図 目指すべき社会の姿の達成度



注：6自治体を抽出した郵送によるサンプル調査

男女別の比較

男女別に「目指すべき社会の姿」の達成の評価を比較すると、男女差に以下のような特徴がみられる。

男性よりも女性の評価が高い項目	女性よりも男性の評価が高い項目
地域住民や関係者を交えた子育てを応援する取組が行われる社会	全国どこでも、子どもが病気に際し適切に対応できる社会
様々な場において、中・高校生が乳幼児とふれあう機会をもてる社会	周産期、乳幼児期の母子の安全が確保される社会
ボランティア体験、自然体験、社会体験活動の機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる社会	働き方の多様な選択肢が用意されている社会

家族構成別の比較

家族構成別（「独身」、「既婚子どもなし」、「既婚子どもあり」）に「目指すべき社会の姿」の達成の評価を比較すると、「既婚子どもなし」では、一般的に、「独身者」、「既婚子どもあり」の家族構成よりも評価が低い傾向にある。

特に、「希望する者すべてが、安心して育児休業等を取得できる職場環境が整った社会」の評価が低くなっている。

地域別の比較

地域別に「目指すべき社会の姿」の達成の評価を比較すると、一般的に地方のほうが都市部よりも評価が高い傾向にあり、とりわけ以下のような特徴がみられる。

都市部よりも地方の評価が高い項目
様々な場において、中・高校生が乳幼児とふれあう機会をもてる社会
全国どこでも、必要な保育サービスが利用できる社会
就業形態に対応した保育ニーズが満たされる社会

国の取組についての評価

全体（第1 - 2 - 31図参照）

「目指すべき社会の姿」を実現するため、現在、少子化社会対策大綱の取組が社会全体（国、都道府県、市区町村、企業、各種団体等）において行われているが、国がこのような取組をどの程度行っているかという評価についてみると、全般的に厳しい評価となった。

国の取組についての評価が相対的に高い（「積極的に行っていると思う」+「やや行っていると思う」の計）項目をみると、

奨学金の充実を図る取組（34.9%）

地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る取組（34.0%）

児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める取組（33.2%）

子育てバリアフリーなどを推進する取組（31.4%）

放課後対策を充実する取組（31.0%）

となっている。

国の取組についての評価が低い（「あまり行っていないと思う」+「行っていないと思う」の計）項目をみると、

男性の子育て参加促進のための父親プログラム等の普及の取組（59.2%）

労働時間短縮等、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備の取組（54.8%）

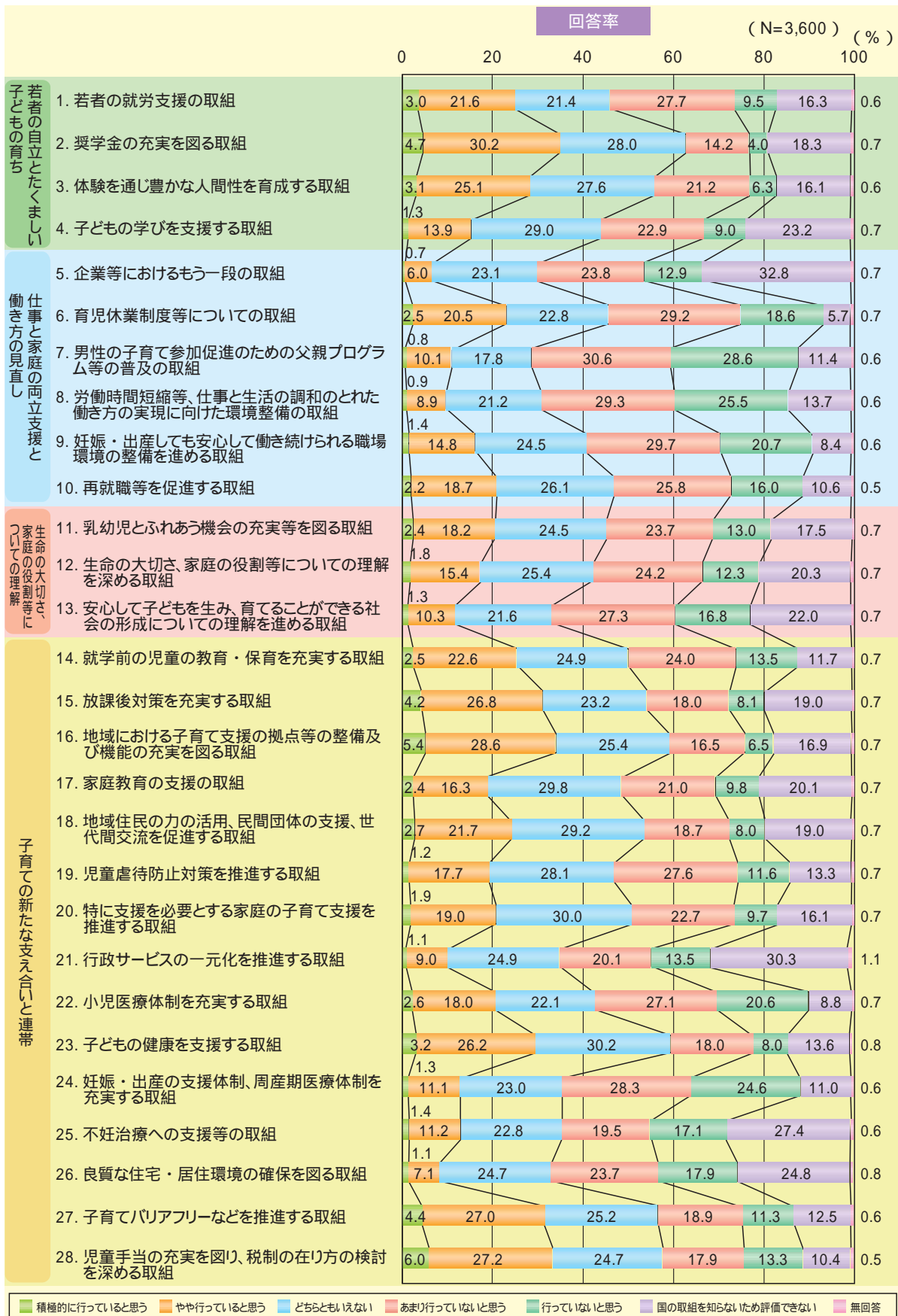
妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する取組（52.9%）

妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める取組（50.4%）

となっている。

なお、次の項目については、「国の取組を知らないため評価できない」という回答が多い結果となった。

第1-2-31図 少子化社会対策大綱の国の取組への評価



注：6自治体を抽出した郵送によるサンプル調査

一般事業主行動計画による次世代育成支援対策に関する取組の推進などの「企業等におけるもう一段の取組」(32.8%) 子ども関連に関し、手続き等の窓口や情報の一本化を図るなど、一元的な行政サービスの実施を図るなどの「行政サービスの一元化を推進する取組」(30.3%) 不妊治療の経済的負担の軽減などの「不妊治療への支援等の取組」(27.4%)

男女別の比較

男女別に国の取組についての評価を比較すると、全ての項目において、女性のほうが男性よりも評価が高くなっており、男性の評価が相対的に低くなっている。

男性よりも女性の評価が特に高い項目	
	家庭教育の支援の取組
	地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る取組
	地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する取組

家族構成別の比較

家族構成別(「独身」、「既婚子どもなし」、「既婚子どもあり」)に国の取組についての評価を比較すると、子どものいる者の評価が相対的に高く、子どものいない既婚者の評価は低い傾向にある。

特に、子どものいない既婚者については、「妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する取組」、「男性の子育て参加促進のための父親プログラム等の普及の取組」の評価が低くなっている。

地域別の比較

地域別に国の取組についての評価を比較すると、全ての項目において、地方のほうが都市部よりも評価が高くなっている。

都市部よりも地方の評価が特に高い項目	
	乳幼児とふれあう機会の充実等を図る取組
	不妊治療への支援等の取組
	就学前の児童の教育・保育を充実する取組
	安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成についての理解を進める取組

ク 少子化社会対策大綱の取組に関する要望

全体(第1-2-32図)

現在行われている少子化社会対策大綱の取組のうち、国に最も実現して欲しい項目としては、

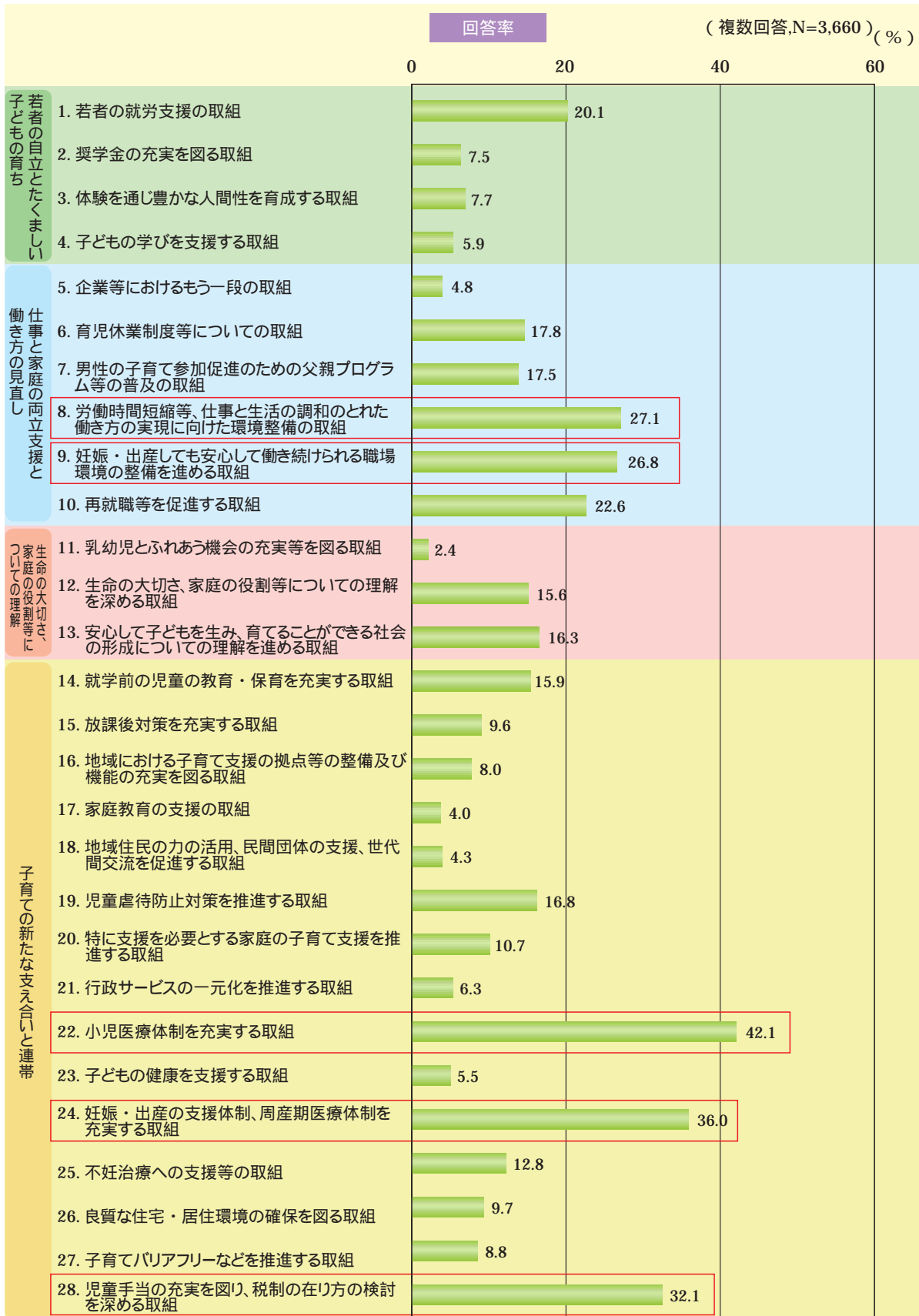
- 小児医療体制を充実する取組(42.1%)
 - 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する取組(36.0%)
 - 児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める取組(32.1%)
 - 労働時間短縮等、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備の取組(27.1%)
 - 妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める取組(26.8%)
- となっている。

男女別の比較(第1-2-33図)

男女別に国への取組の要望を比較すると、以下の特徴がみられる。

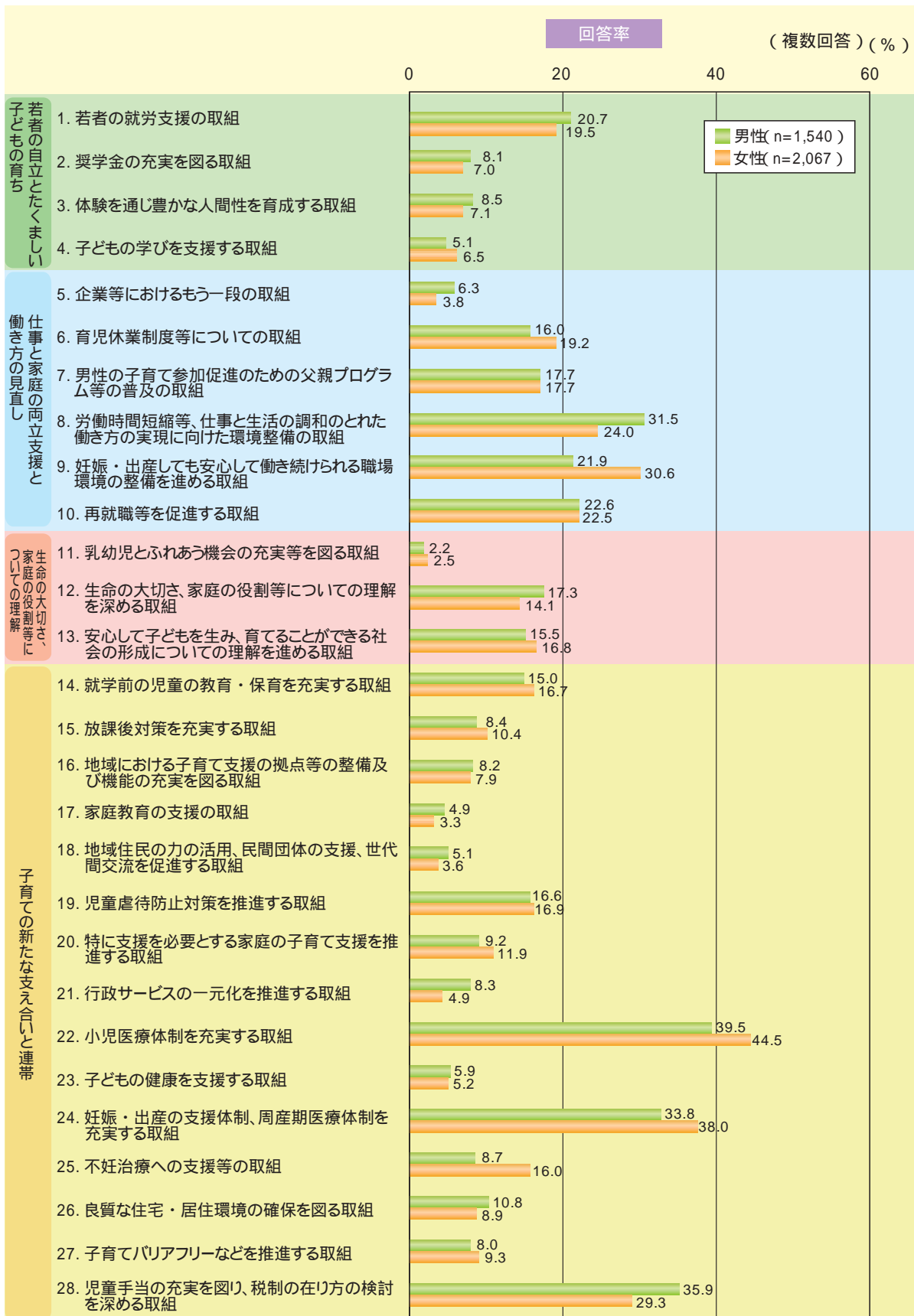
男性よりも女性の要望が強い項目	女性よりも男性の要望が強い項目
妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める取組	労働時間短縮等、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備の取組
不妊治療への支援等の取組	児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める取組
小児医療体制を充実する取組	行政のサービス一元化を推進する取組
妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する取組	生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深める取組

第1-2-32図 少子化社会対策大綱の取組に関する要望(全体)



注：6自治体を抽出した郵送によるサンプル調査

第1-2-33図 少子化社会対策大綱の取組に関する要望(男女別)



注：6自治体を抽出した郵送によるサンプル調査

第2章

家族構成別の比較

家族構成別(「独身」・「既婚子どもなし」・「既婚子どもあり」)に国への取組の要望をみると、子どもや配偶者の有無により異なる傾向を示している。

独身者や子どもがいない場合は、「妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する取組」への要望が強くなっている。

また、子どもがいない場合には、「妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める取組」や「不妊治療への支援等の取組」に関する要望が強くなっている。

子どもがいる場合には、「小児医療体制を充実する取組」や「児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める取組」の要望が強くなっている。

さらに、独身者では、「再就職等を促進する取組」や「若者の就労支援の取組」が既婚者と比べて要望が強くなっている。

地域別の比較

地域別に国への取組の要望をみると、都市部と地方にかかわらず、「小児医療体制を充実する取組」・「妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する取組」・「児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める取組」への要望が強くなっている。

なお、「就学前の児童の教育・保育を充実する取組」や「良質な住宅・居住環境の確保を図る取組」については、地方よりも都市部の要望が強くなっている。

年齢別の比較

年齢別に国への取組の要望をみると、年齢が若いほど、「妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める取組」や「妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する取組」への要望が強くなっ

ている。

「子ども・子育て応援プラン」関連施策の主な取組状況

少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、2004年12月、少子化社会対策会議において、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画(子ども・子育て応援プラン)」が決定されている。

この子ども・子育て応援プランは、2005年度から2009年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、施策の項目数は約130にも及ぶ総合的な計画であるが、この5か年計画の3年目である2007年度の主な実施状況を見ると、多くの施策について、目標達成に向け着実に進捗しつつある。

すでに目標を達成している主な施策としては、

仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
・女性の育児休業取得率 89.7% (今後10年間の目標は80%)

児童相談所の夜間対応等の体制整備
・66都道府県・指定都市・児童相談所設置市

(目標は、全都道府県・指定都市で実施)

母子家庭等ひとり親家庭への支援の促進
・総合的な自立に向けた支援の推進
99か所

(目標は、母子家庭等就業・自立支援センターを全都道府県・指定都市・中核市に設置)

特定不妊治療費助成事業の推進

・99都道府県市

(目標は、全都道府県・指定都市・中核市で実施)

公共交通機関のバリアフリー化

- ・公共交通機関における車両等のバリアフリー化の割合

- ・ノンステップバス 20.3%
(目標は、20～25%)
- ・航空機 59.9%
(目標は、約40%)

歩行空間のバリアフリー化の推進

- ・1日の平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路、信号機のバリアフリー化の割合

- ・道路 49% (目標は、約5割)
- ・信号機 約81% (目標は、約8割)

などとなっている。

目標達成に向け着実に進捗している主な施策としては、

日本学生支援機構奨学金事業の充実

- ・貸与人数103.7万人(基準適格申請者に対する貸与率:96.6%)
(目標は、基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力)

一般事業主行動計画の策定・実施の支援

- ・行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合

大企業 届出企業数13,326社(99.4%)
(目標は、大企業 100%)

延長保育の推進 15,076か所

(目標は、16,200か所)

などとなっている。

なお、「保育所の受入れ児童数の拡大」や「放課後児童クラブの推進」についても、「子ども・子育て応援プラン」の目標達成に向け着実に推進しているところであるが、さらに「新待機児童ゼロ作戦」(2008年2月)を展開することにより、保育サービスや放課後児童クラブを質・量とともに充実・強化し、「希望するすべての人が子どもを預けて働くこと

ができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことを目指している。

また、目標とかい離が大きく、更なる取組が必要な施策としては、

仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

- ・男性の育児休業取得率 1.56%
(今後10年間の目標は10%)

一般事業主行動計画の策定・実施の支援

- ・行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合

中小企業 届出企業数(101人以上300人以下)

2,184社(7.2%)

[届出企業数(300人以下)

11,449社(0.8%)]

(目標は、中小企業25%)

ファミリー・フレンドリー企業の普及促進 表彰企業数 310企業

(目標は、700企業)

休日保育の推進 875か所

(目標は、2,200か所)

個別対応できる一時保護所の環境改善

27県・指定都市

(目標は、全都道府県・指定都市で実施)

公共交通機関のバリアフリー化

- ・公共交通機関における車両等のバリアフリー化の割合

- ・船舶 14.1% (目標は、50%)

などとなっている。

第1-2-34図 「子ども・子育て応援プラン」関連施策の主な取組状況

	子ども・子育て応援プラン目標値 (今後5年間の目標(平成21年度の目標))	2007(平成19)年度実績	
若者の自立とたくましく子どもの育ち	若年者試行雇用の活用	常用雇用移行率 80%(平成18年度までの目標)	常用雇用移行率 80.2%
	キャリア・コンサルタントの養成・活用の推進	約5万人(平成18年度までの目標)	約4万7千人
	職場定着の促進	新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率を毎年度対前年度比で減少(平成18年度までの目標)	就職後3年以内の離職率(参考・前年度) 中学卒 66.7% 中学卒 69.7% 高校卒 47.9% 高校卒 49.5% 大学卒 35.9% 大学卒 36.6% (平成17年3月卒業者)(平成16年3月卒業者)
	日本学生支援機構奨学金事業の充実	基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力	貸与人員:103.7万人 (基準適格申請者に対する貸与率:96.6%)
	青少年の自立を支援する体験活動の充実	全国に普及(平成19年度までに達成)	55か所に委託し、モデル事業を展開
	こどもエコクラブ事業の推進	小・中学生のこどもエコクラブ登録者数 11万人 (平成18年度までの目標)	167,466人
仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	女性の育児休業取得率(少子化社会対策大綱)	80%(今後10年間の目標値)	89.7%
	男性の育児休業取得率(少子化社会対策大綱)	10%(今後10年間の目標値)	1.56%
	小学校就学の始期までの勤務時間短縮等措置の普及率(少子化社会対策大綱)	25%(今後10年間の目標値)	19.2%
	ファミリー・フレンドリー企業の普及促進	表彰企業数 700企業(21年度までの累計)	310企業
	一般事業主行動計画の策定・実施の支援	行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合 大企業 100%	届出企業数(301人以上) 13,326社(99.4%)
		行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合 中小企業 25%	届出企業数(101人以上300人以下) 2,184社(7.2%) (届出企業数(300人以下) 11,449社(0.8%))
長時間にわたる時間外労働の是正	長時間にわたる時間外労働を行っている者 1割以上減少(週労働時間60時間以上の雇用者の割合12.2%(15年))	10.3%	
年次有給休暇の取得促進	企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率少なくとも55%以上	47.7%	
子育ての新たな支え合いと連帯	地域における子育て支援の拠点の整備	地域における子育て支援の拠点の整備 6,000か所 (全国の中学校区の約6割で実施) ひろば型・センター型・児童館型の合計	4,386か所
	一時・特定保育の推進	9,500か所(全国の中学校区の約9割で実施)	8,140か所
	子育て短期支援事業の推進	ショートステイ事業の推進 870か所 (全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約9割で実施)	584か所
		トワイライトステイ事業の推進 560か所 (全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約6割で実施)	301か所
	ファミリー・サポート・センターの推進	710か所(全国の市区町村の約4分の1で実施)	540か所
	保育所の受入れ児童数の拡大	215万人	212万人
	放課後児童クラブの推進	17,500か所(全国の小学校区の約4分の3で実施)	16,685か所
	延長保育の推進	16,200か所(全国の保育所の約7割で実施)	15,076か所
	休日保育の推進	2,200か所(全国の保育所の約1割で実施)	875か所
	夜間保育の推進	140か所(人口30万人以上の市の約5割で実施)	74か所
	乳幼児健康支援一時預かり(病後児保育)の推進	1,500か所(全国の市町村の約4割で実施)	767か所
	家庭教育に関する学習機会や情報の提供の推進	全市町村で家庭教育に関する講座が開設されるようになること	953市町村(全市町村数:1793市町村)

注：平成19年度実績には、補助金等の交付決定ベース等の「市町村」や「か所数」等を含むため、今後、変動があり得る。

	子ども・子育て応援プラン目標値 (今後5年間の目標(平成21年度の目標))	2007(平成19)年度実績	
子育ての新たな支え合いと連携	虐待防止ネットワークの設置	全市町村	1,705市町村(要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置市町村数)(全国の市町村数に占める割合 94.1%)
	乳児検診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況の把握	全市町村で実施	1,244市町村(平成19年創設の「生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」(全国の市町村数に占める割合 71.8%))
	児童相談所の夜間対応等の体制整備	全都道府県・指定都市で実施	66都道府県・指定都市・児童相談所設置市
	虐待対応のための協力医療機関の充実	全都道府県・指定都市で実施	55都道府県・指定都市・児童相談所設置市
	個別対応できる一時保護所の環境改善	全都道府県・指定都市で実施	27県・指定都市
	児童家庭支援センターの整備	100か所(都道府県に2か所、指定都市に1か所程度設置)	67か所
	施設の小規模化の推進	845か所 (児童養護施設等において1施設あたり1か所程度で小規模ケアを実施)	503か所
	里親の拡充	児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率 15%	9.9%
		専門里親登録者総数 500人	428人
	自立援助ホームの整備	60か所(都道府県・指定都市に1か所程度で実施)	47か所
	母子家庭等ひとり親家庭への支援の推進・総合的な自立に向けた支援の推進	母子家庭等就業・自立支援センターを全都道府県・指定都市・中核市に設置	99か所
	地域における障害のある児童とその家族への支援	重症心身障害児(者)通園事業の推進 約280か所整備	276か所
	発達障害に対する一貫した支援	自閉症・発達障害支援センターの整備 60都道府県・指定都市(平成19年度までに達成)	61か所
	小児救急医療体制の推進	404地区	338地区
	思春期保健対策等の推進	10代の人工妊娠中絶率の低下	7.8(人口千対)前年度:8.7(人口千対))
		10代の性感染症罹患率の低下	定点報告による件数性器クラミジア 29,939件(定点一か所当たりの発生件数 31.65)前年度:32,112件(定点一か所当たりの発生件数33.95))
	周産期医療ネットワークの整備	全都道府県(平成19年度までに達成)	43都道府県
	不妊専門相談センターの整備	95都道府県市(全都道府県・指定都市・中核市で設置)	66都道府県市
	特定不妊治療費助成事業の推進	95都道府県市(全都道府県・指定都市・中核市で実施)	99都道府県市
	公共交通機関のバリアフリー化の推進	1日の平均利用者が5,000人以上の旅客施設(鉄道駅・航空旅客ターミナル等)のバリアフリー化(段差の解消)の割合(原則として、100%(平成22年までに達成))	67.5%
公共交通機関における車両等のバリアフリー化の割合(鉄道車両・軌道車両 約30%(平成22年までに達成))		26.5%	
公共交通機関における車両等のバリアフリー化の割合(ノンステップバス 20~25%(平成22年までに達成))		20.3%	
公共交通機関における車両等のバリアフリー化の割合(船舶 約50%(平成22年までに達成))		14.1%	
歩行空間のバリアフリー化の推進	公共交通機関における車両等のバリアフリー化の割合(航空機 約40%(平成22年までに達成))	59.9%	
	1日の平均利用者が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路、信号機のバリアフリー化の割合(道路 約5割(平成19年度までに達成))	49%	
	1日の平均利用者が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路、信号機のバリアフリー化の割合(信号機 約8割(平成19年度までに達成))	約81%	

注：平成19年度実績には、補助金等の交付決定ベース等の「市町村」や「か所数」等を含むため、今後、変動があり得る。

(2) これからの少子化対策に向けて ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム

少子化社会対策基本法（2003年9月施行）に基づいて策定された「少子化社会対策大綱」（2004年6月4日閣議決定）は、策定後5年を経過することから、2009年中に見直しを行い、新しい大綱を策定することとしている。

このため、「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」（2008年12月24日少子化社会対策会議決定）に基づき、新しい少子化社会大綱の案の作成に資するため、「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、少子化社会対策の推進に向けての議論を進めているところである。



「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」第1回会合
（2009年2月10日）

第1-2-35 図

ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム

「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」について （2009.1～）

趣旨

- ・新しい「少子化社会対策大綱」の作成に資するために、少子化対策担当大臣の下に「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」を開催し、有識者及び国民各層の意見を聴取する。
- ・子育て世代の当事者の視点、利用者の視点から、既存の枠にとらわれることなく議論することとし、各回のテーマに応じた有識者（現場の当事者・学識経験者・関係団体等）を招き、ヒアリング及び意見交換を行う。

メンバー

- ・安藤 哲也 NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事
- ・勝間 和代 経済評論家
- ・松田 茂樹 第一生命経済研究所主任研究員
- ・宮島 香澄 日本テレビ報道局解説委員
- ・佐藤 博樹 東京大学社会科学研究所教授（少子化社会対策推進点検・評価検討会議座長）

検討テーマ

- 【恋愛・結婚】 :第1回(H21.2.10)
- 【若者の雇用と自立支援】 :第2回(H21.2.24)
- 【不妊治療】 :第3回(H21.3. 9)
- 【ワーク・ライフ・バランス/働き方/父親の子育て支援】:第4回(H21.3.24)
- (以下順不同)
- 【ひとり親家庭等】(幼児)教育/公教育【保育サービス・放課後対策】
- 【産科・周産期医療・小児医療】家族・地域・住宅・環境【行政・制度・税制・財政等】【その他の課題】

COLUMN コラム

企業参画型子育て支援事業（パスポート事業）

子育て家庭に対する経済的支援の取組を進めるとともに、社会全体で子育て家庭を支援する機運の醸成のため、子育て家庭が各種割引等のサービス提供を受けられるように、地方公共団体が企業の協賛を得ながら実施している「企業参画型子育て支援事業（パスポート事業）」が、現在、40道府県で実施されている。

なお、内閣府において、自治体が行っている当事業について調査・分析を行い、その効果・影響などについて検証を行った（調査実施の2007年度中は38道府県）。主な内容は以下のとおりである。

自治体における当事業の取組について大きく類型すると、「チェーン店や大型店とのパートナーシップ形成に特徴を有する取組」と「商店街など地域社会の活性化を重視する取組」になる。

事業運営については、都道府県が実施主体、都道府県と市町村が共同で実施、または民間企業や団体等に委託して事業を実施に分かれる。

それぞれの自治体においては、当事業を「地域で子育てを支える機運の醸成」を期待する効果として実施し、その他に、「子育て家庭への経済的負担の軽減」や「子育て支援をしている企業のPR、イメージアップ」なども期待する効果としている。

対象世帯の要件では、「18歳未満1人以上」が23自治体（61%）、「未就学児1人以上」が6自治体（16%）、「18歳未満3人以上」が4自治体（11%）、「中学生以下1人以上」が3自治体（8%）、「小学生以下1人以上」が2自治体（5%）となっている。

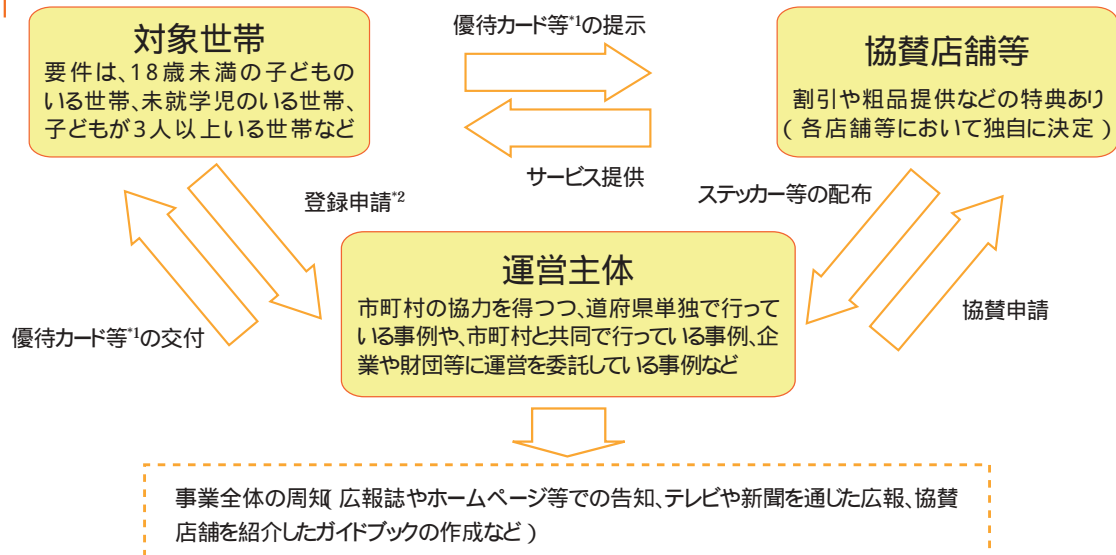
協賛店舗等が提供している特典サービスの内容としては、料金割引やポイントサービスなどの「金銭面の優遇」やプレゼント（粗品の提供）などの「物品の提供や貸出」が多くなっている。

また、ほとんどの自治体では、飲食店や食料品店、金融機関、旅行関連業、量販店・スーパーなどが協賛店舗となっているが、鉄道やバスなどの交通機関、電気・水道・ガスなどの業種では、協賛企業が少ないという状況が見られる。

住民への意識調査（石川、静岡、埼玉、福岡の4県）によると、どの県においても、回答した7割以上の方が、企業が子育て家庭の応援のための優待サービスを行うことによって子育てがしやすくなると回答している。

なお、この調査研究においては、すでに自治体において独自の取組が進んでいる中で国が統一的な基準による新たな制度を導入することは効果的でなく、今後の当事業の効果的推進に向けて、国に求められている役割は、全国を取組状況に関する情報の整理と提供、業界団体・全国チェーンへの働きかけ、複数の都道府県による連携の支援などとしている。

第1-2-36図 企業参画型子育て支援事業(パスポート事業)



- *1 優待カード等は実施道府県によって、クーポン券、チラシ、携帯画面などがあります。カード等がなく、子育て家庭を店舗側が目視によって確認する方法を採用している事例もあります。
- *2 実施道府県によっては、登録申請の必要がない場合もあります。

第1-2-37図 取組事例

石川県【プレミアム・パスポート事業】

【対象】

- ・18歳未満の子どもが3人以上いる家庭

【利用方法】

- ・「プレミアム・パスポート」(カード)を協賛店舗で提示すると、割引・特典が受けられる。



シンボルマーク

【割引・特典】

- ・協賛店舗ごとに設定 (例)
 - ・全商品5%引き
 - ・お様にドリンク1杯無料サービス
 - ・3,000円以上購入で粗品進呈
 - ・買い物ポイント5倍進呈
 - ・温泉旅館宿泊の子ども3人以上の場合、3人目以上の宿泊料無料
 - ・スーパー定期預金を申し込みの方に、子どもが3人の場合+0.3%、4人の場合+0.4%、5人以上の場合+0.5%の金利優遇
 - ・タクシー料金が1割引

【協賛企業の特典】

- ・「子育てにやさしい店」としてPRできる。
- ・「プレミアム・パスポート」のシンボルマークを使用できる。
- ・情報誌、ホームページ(PC、携帯)で協賛店舗の情報を掲載。
- ・パスポート利用者の投票をもとにした優良協賛店舗の表彰。
- ・インターネット上の専用ショッピングモールに出店できる。

静岡県【しずおか子育て優待カード事業】

【対象】

- ・18歳未満の子どもを同伴した保護者又は妊娠中の方

【利用方法】

- ・「しずおか子育て優待カード」(カード)を協賛店舗・協賛施設で提示すると、割引・特典が受けられる。



カードシンボルマーク

【割引・特典】

- ・協賛店舗・協賛施設ごとに設定 (例)
 - ・全商品5%引
 - ・文具10%引き
 - ・観光施設の入園料10%引き
 - ・ホテルの宿泊料10%引き
 - ・スタンプカードポイント2倍進呈
 - ・小学生以下のお子様ソフトドリンクをサービス
 - ・レンタカー基本料金10%引き、チャイルドシートレンタル無料
 - ・子育て支援定期積立を申し込みの方に、+0.2%の金利優遇と粗品を進呈

【協賛企業の特典】

- ・「子育てにやさしい店」としてPRできる。
- ・「しずおか子育て優待カード事業」のシンボルマークを使用できる。
- ・協賛店舗・施設の情報を「ホームページ」「携帯電話専用サイト」に掲載。
- ・対象世帯に、市町村ごとの一覧表を配布。